

## 第6回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成18年10月4日(水)  
午前10時～午後12時30分  
新宿区役所 大会議室

### 議 事

- 1 新宿区民会議提言 章12～15について
- 2 新宿区民会議提言 章について
- 3 その他

卯月会長　　ただいまより第6回新宿区基本構想審議会を開会いたします。

本日の審議会は午後12時30分までの予定になっております。

議事進行につきまして、よろしくご協力のほどお願いいたします。

なお、本日の出席委員は24名で、委員の半数以上の方にご出席をいただいております。新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

さて、本日は、第5回の審議内容が約半分ほど残っております。今回予定しております章と2章の残りを合わせますとボリュームがかなりございます。ただ、丁寧な審議を行っていきたいと思っておりますので、場合によっては第6回で行う予定になっております区民会議提言 章についての審議が時間の関係で次回に繰り越される可能性がございます。この点につきまして、あらかじめご了承いただければと思います。

また、次回に繰り越されますと、当初のスケジュールに若干の変更が生じる可能性があります。その場合には骨子案の審議、10月16日から予定されておりますが、10月30日の第8回から骨子案の審議になるということになります。したがって、骨子案の審議に関しましては、もともとタイトなスケジュールでございますけれども、少しでも多くの意見が皆様からいただけるよう、現在事務局と若干相談をさせていただいて、なるべくの工夫をしていきたいと考えておりますので、その点につきましてもご了承いただければと思います。

それでは始めたいと思いますが、まず、第4回の審議会で三田委員よりご提出いただきました意見について、起草部会で整理をするお約束をしておりました。第1回及び第2回の起草部会で意見交換を行いましたので、それにつきまして起草部会の部会長であります成富委員よりご報告をまずさせていただきたいと思っております。

成富会長代理　　それでは、報告いたします。

三田委員の方から出された意見書に関して前回の起草部会で議論を行いました。明確な結論を出すとかいうふうにはなかなかいかないのですが、議事録を起こして、出た意見をまとめたものをご報告いたしたいと思っております。若干コメントもつけ加えさせていただきたいなと思っております。

第一に、スケジュールの点でご意見がございまして、基本構想審議会はこれから骨子案作成の審議の過程で、どう審議していくのか、審議の手順、作業スケジュール、実体面での具体的実務計画、そういったものを早急に審議決定するべきであるというご意見がござ

いました。これについては事務局の方では当初、日程的なものは日程案について第2回審議会で提示しているということですが、より具体的な作業スケジュール等について、必ずしも明確になっていない部分があるということです。それについてもできる限り、作業手順について明確にしていきたいということです。これは会長やまた部会長と調整して進行管理していくということです。

一言つけ加えさせていただきますと、一応この日程に沿って審議会及び起草部会は進行しておりますが、実際問題として、やりながら次の作業を詰めていくというようなことを繰り返していかざるを得ない面もございます。ですから、基本構想審議会でも出たように、その都度、多少の変更とかということが、多少というか実務的な意味での作業の手順をその都度決めていくという面もございますので、この点もご理解いただきたいと思います。いずれにしても、なるべく具体的なスケジュールを明記しつつ進めていくということになるかと思えます。

次に、基本構想審議会は特に、現行の基本構想、基本計画、実施計画の政策体系、政策課題をどう評価し、その評価をどう活用していくのか。それを今回の提言にどうつなげるのかというご意見があったと思います。これについては行政の手法としては、きょうお手元に配られているものなのですが、18年度のこれは最新版の行政評価の全体が出ておりますが、こういったものをこの5年ぐらいですか、システム化して取り組んでいるということです。ですから、こういった現状の評価結果を踏まえて、当然新しい基本構想・基本計画も議論すべきだということになったと思います。ただし、その評価手法のよしあしというか、評価手法を改善すべきとかという問題は当然あるわけで、そういったものも評価手法の問題が残されているといった部分も含めて議論をすると、より望ましい評価制度とか評価の仕組みについては、今回の計画の中で制度の仕組みの問題として、あるべき評価の方法、手法を検討していくようなことではどうだろうかという意見が出たと思います。とりあえず現行計画に関しては行われている行政評価といったものをデータをもとに議論をしていくということではないかと思えます。

それから、区民会議がまだ継続しておりますので、その区民委員の方々のさまざまな提言、区民提言書をこの計画に盛り込むということは出発点の合意だったと思うので、これは当然、区民会議の提言書をいかに計画していくのかということが最大の課題だということなのですが、それ以後にもいろんな意見、提言等がいろんな形で出てくると、そういったものを積極的に収集して、あらゆる機会を通じて、この計画の策定に有効活用していくべ

きであるというご意見がございます。

提言書については今述べましたけど、それ以降のさまざまな意見等、それをきちんと聞く場というか、そういうルールは今のところございませんが区民会議は継続しているわけで、その提言内容をできる限り、三田委員が言うとおりに、議論の中に盛り込んでいく必要はあるだろう。それについては基本的に起草部会で、この意見をまず受けとめて判断していくと。起草部会がいろんな意見を受けとめる場にしていったらどうかということが出たと思います。

いろんな形の提言がこれからも出てくると思いますので、まず前回の第6分科会ですか、「譲れない項目」というような表現もがございます。そこら辺の判断等も難しいところはあると思いますが、基本的に起草部会の中でまず議論をしていくということです。

それから、役割分担というか審議会と起草部会、それから事務局及びコンサルタント、それから区民会議、分科会、そこに参加されている区民委員、そういった役割分担というか、だれがどういう役割を果たしていくのかを明示すべきであるというご意見がございました。基本構想・基本計画に関しては、起草部会で基本構想の枠組み、内容等についての骨子案をつくる、たたき台をつくるということになっておりますので、基本的に起草部会という場がまず第一にその案の作成の場になると思いますが、その中でいろんな立場からの意見が審議会はもちろんそうなのですが、それ以外の立場の方のご意見とか、いろいろ出てくると思うのですが、これについては起草部会を進行していく中で、いろんな工夫をしていく以外にないんじゃないかなと思います。

ところが若干、私の意見も入っているんですけど、実際、起草部会でたたき台をつくるといっても、そう簡単な作業ではないので、起草部会のそのもののほかにも何回も意見交換とか調整とかというのが必要なわけで、そういった機会を最大限活用するような方法はないかというふうに考えておりますが、これについてはまだ起草部会できちんと議論しておりませんので、そこでまず議論していただいて、改めて報告したいと思います。

それから、今後の進め方ですけど、三田委員の意見書にはA案、B案、C案というような形で、A案は、コンサルタントと事務局が基本的に、その準備した資料に全て依存して審議は継続していくと。単純に言うと、事務局、コンサルタントが作成したものをただ承認していくような形でいいのかというのがA案で、B案は、残り少ない時間の中で正攻法で可能な範囲できちんとした計画作成をしていくということ。C案は、区民会議に参加しておられた若手の学識委員などのマンパワーをもっと活用していくというような、これが

C案となってきたと思います。

A案というのは、僕なんかはそういうつもりは全くなくやってきましたので、事務局やコンサルタントの案をうのみにするような形は最もよくない形だろうと個人的には思っておりますし、前回の議論でも、そういったものをよしとする意見はなかったと思います。ですから、B案あるいはC案というのがどう具体的にできるかわからないのですが、きちんとした議論をしていくということで、合意はあったと思います。基本的には、資料等は事務局が準備するわけですが、その内容について起草部会で議論をしていくということを改めて確認していく必要があると思います。

先ほど申したように、起草部会の運営の仕方がこれから特に、もう時間が足りなくなってきておりますが、実質10月、11月の2カ月ぐらいですけど、その間に起草部会の運営を、たたき台をつくるプロセスそのものも、なるべく開かれた形で、いろんな意見を戦わせながら、たたき台そのものをつくるというような、結構ハードな作業になりますけど、そうしたことが工夫できないかと考えております。そういった具体的なものが前回出なかったんですけど、そういった意見が出ていたと思います。うまく明確には整理できませんでしたが、大体、以上のようなことが前回、意見書について行った議論の概要でございます。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

ただいま成富部会長より三田委員の意見に対するご報告、起草部会での議論のご報告をいただきました。

このように進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の議題に行きたいと思います。

事務局から配付資料の確認をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただいておりました資料といたしまして資料1、区民提言書審議用資料 章というのがございます。

次に、資料2、新宿区民会議提言項目一覧表です。

次に、机上の方に第4回、第5回の審議会会議録をお配りさせていただいております。

それから、このような白い冊子なのですけれども、こちらも本日、机上に配付させていただきました。

先ほど成富部会長の方からお話がありました行政評価の実施結果報告書ができましたので、ぜひこちらの方をごらんください。こちらの方は2冊になっておりまして、まず本編というのが施策を評価したものになります。それから、こちらの方の事務事業評価編という別冊になっているものは、実施計画事業の方を評価したものです。

第1回の審議会の方でお配りさせていただきました新宿区基本計画のこれまでの主な取り組みと実績の評価は、基本計画の大項目レベルでまとめさせていただいたわけですが、こちらの方につきましては、中項目レベルで、もう少し詳しい内容で提示したものでございます。なお、対象、手段、課題なども一緒にあわせて書いてございますので、今後の骨子案の審議の際にご活用いただきたいというふうに思います。

それから、本日、第5回の審議内容が残っているということで、前回、第5回で配りました資料をきょう、あわせてお持ちくださいということをお願いしております。もし本日の配付資料等も合わせて不足がございましたら、事務局の方にお申し出ください。

それから、前回の審議会のところでご意見があったことについて本日整理してみましたので、ちょっと会長の方にご発言していいですか。

前回、第5回の審議会のときに、こちらの提言書の80ページに載っております、こちらのグラフになります。ここに載っております今後の年齢別人口の推移のグラフがおかしいのではないかというような質疑がありました。それで事務局の方でデータの確認をさせていただきまして、データの数字そのものには間違いはございませんでした。ただ、違和感を感じられました理由といたしまして、このデータの下の方に載っています推計のデータは、平成12年の国勢調査に基づいて国立社会保障・人口問題研究所が推計を行ったものでございます。

上段にあります平成17年のデータに基づいたものではございませんので、ここ数年、新宿区の人口の伸びは非常に大きくて、この推計値と平成17年の数値を比較しましても1万人程度のずれが生じている状態です。そういったことで違和感が生じたのではないかというふうに思っております。しかしながら、その第2分科会でこの議論をするに当たって使った資料を今回ここに載せているわけですけれども、今後の人口構成の大きな流れについては、そんなに推計と違わないのではないかという判断の中で、区民会議の中の議論の主体として使いましたということで載せております。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

それでは、先ほど申しましたように前回残っております 章の 1 2、1 3、1 4、1 5 について、これより議論をしていきたいと思いをします。

まず 章の 1 2「地域に住み続けられる住宅・住環境」につきましてご意見、ご提案、ご質問のある方、挙手をしていただきまして、また、本日は会場が変わりましたので、発言の前にマイクの電源を入れてから発言をいただきたいと思いをします。

それでは。

はい、沢田委員。

沢田委員 沢田です。

地域に住み続けられるというのは非常に大事なことで、この地域で子育てもし、そして自分も年をとっても住んでいきたいという方が非常に区民の中でも多くを占めていると思うのですが、今ちょうど決算議会の最中で、きのうまでこの場所で決算委員会をやっていたんですね。その中でもやはり高齢になられてから住み続けるには、非常に家賃が高いということが大変なことになっているという議論も出ておりまして、新宿のこの特徴として一つ思うのは、都営住宅の団地とか区営住宅、都民住宅、区民住宅、そして公共の住宅も非常に多いということで、そのことが住み続けるという意味合いでは非常に大きな役割を果たしてきたと思うのです。

ところが今、新規のそういった公共住宅の供給というのが余りなくて、建てかえをしている都営もあるんですけども、ほかの団地を建て替える際にも、ほかから移ってくる人がほとんどで、区民の方が新たになかなか入れないという中で、ものすごい募集の倍率になっているんですね。きょう、そのことが少し資料で出てるかなと思っていたんですけども、何も資料としてはそのことは出ていないですけども、100倍とかそういう感じなんですね。住宅の倍率が。だから、その公共住宅をいかに充実しながら、それを補完する意味合いも含めて家賃補助とかも制度としてもやってきていると思うのですが、やはりこのずっと生涯通して住み続けられる、この中ではライフステージごとに住み替えができるように公共住宅も含めてという表現もありますけれども、もっとその公共住宅のところを、住宅を一つの福祉の観点から見るというのも大事な視点ではないかなというふうに思いますので、そういった視点も載せていただきたいと思いをします。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

このことについてでも結構ですし、また、別な「住み続けられる」というテーマについてでも結構でございますが、ございますか。

はい、鎌田委員。

鎌田委員 鎌田です。

今おっしゃられたこととはちょっと観点が違うのかもしれませんが、地域に住み続けられる、やはり住んでいられる方の大半が、自分の今住んでいる地域に長く住み続けたいと、こう思っている人は僕はいろいろ聞いた限りでも、大半の人がそう思っていると思うのです。ただし、今、この世の中の、これは新宿区だけで解決できる問題ではないと思うのですけれども、地域によって特性があると思うのですけれども、私ども落合地域に住んでおりますから昔からの戸建て住宅ですね。これ、やっぱり一軒の家が100坪とか120坪ぐらいあるような、お屋敷と一般的に言いますけどあるんですけど、そこに三世代なりずっと住んでいればいいんですけれども子どもたちが出ていっちゃって、最終的には老夫婦だけが残ってしまう。そうすると後の子どもたちが当然その後を引き継ぐ場合もあるんですけれども、結局、現状の姿を見ていますとね。その土地を最終的には処分せざるを得ない。子どもが引き継ぐにしても相続税が相当かかりますから、やはりその税金の問題というものも、やはりこれが区民住宅の方で考えていかないといけないのですけれども、そうすると100坪なり120坪の土地が結局、不動産屋なり事業者に渡って、それが20、30坪の細分化された住宅にどんどんなってしまうんですよね。そうすると住み続けられる住環境でなくなってくるんですよ。新しく入ってくる人たちはいいかもしれませんが、長く住んでいた人たちが、その後を引き継いで住んでいかれるような状況でないというのが現状だと私思うのです。

そこら辺の施策を何か、どういったふうの実態を考えていったらいいのか、これは難しいいろんな問題があるかもしれませんが、やはり整然とした緑豊かな住み心地のいい住宅地、住宅街というものをどうやって存続させていったらいいのか。そこにはやっぱり住み続けたいという人たちもいっぱいいるわけですから、そこら辺をどんなふうにもう一度は考えていったらいいかというのも、我々の分科会でも多少そういうふうなことも議論された感はあるかもしれませんが、ここにあるこの中では余りそういったようなことが触れてないのですね。ぜひそこら辺を盛り込んで、これはやっぱり地域によって特性があって大分違うと思うのですけれども、今おっしゃられたように、集合住宅なり団地なり、あるいはアパートなりマンションもどんどんふえて、そういうのに適合したような範囲の



地域は、それはそれで私はいいと思うのですけれども、特に落合地域の従来からある、いわゆる戸建ての住宅地というものは、やはり細分化されないで、今のような住宅がいい形でもって、住み心地のいいものを存続させていくということをやはり何らかの施策で考えていかないと、どんどん土地が細分化されて、小さな20坪ぐらい、あるいは30坪ぐらいの土地にごちゃごちゃしたような家が建って、スラム化するというものにはならないにしても、確かに人口はふえるかもしれませんが、余りいい状況ではなくなってくるのではないかと、こんな感がちょっとするのですけれども、その辺のところの観点をやはりちょっと考える必要も一部分あるのではないかと、こんなふうに感じました。

卯月会長 はい。

久保委員。

久保委員 鎌田委員の気持ちはよくわかるんですけど、どちらかと言えば、その前の沢田委員の考え方の方に近いんですが、結論を言えば、昔、日本人の夢で今でも続いているけど、一戸建ての家に住んで、かわいいきれいな奥さんと結婚して、それで、かわいい子どもをつくって、夢かもしれないけど、日本の都市、そして、これからの行き方として、それでは都市の中の都市の新宿の考え方としては、もうやっていけない時代に来ていると思うのです。そして、都市に必要なのは人口が集まる、多くなれば都市ではないという、このことを考えたときに、税金で議員として行かせてもらった西欧や何か行っても、特に象徴的なのはパリに行ったときにパリの市長が、小さくはないけど大きなアパートに住んでいるんですね。つまり、都市では一戸建てという住まいはやはりじっと置いておいて、共同住宅で、そこに生きていくという住環境でなければ人口はふえないし、存続しないのではないかとこのように考えております。

卯月会長 はい。小宮委員。

小宮（一）委員 小宮でございます。

私どもも地区協議会の中でこの問題、議論しまして、まちづくり方針ということで新宿区長に提出しているわけでございますけれども、戦後、この経済成長の中で開発が進み、今ご意見のありました、果たして人口がふえた今後の世の中、その方がいいんだろうか。生活環境という面からいった場合、あるいは防災の面からいった場合、これ以上果たして建っていいものなのか。集合住宅あるいは高層住宅も、これはいろんな高さのいろんなデザインもあるわけですが、果たしてこれが美しいとして売れるのかどうかというような問題も提案されました。今のパリの問題ですが、パリは、あれはもう整然とした、非

常に美しいあれになっていますから、新宿区と比べた場合に果たして、その比較がイコールになるということにはならないと思います。

都市マスタープランの方に提言をしておりますので、この点については今後、基本構想とドッキングする際に、やはりもう一度十分議論する必要があるのではないかなと、こう思っております。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

成富会長代理 前の方からすいません。

先ほど、今、集合住宅全体の問題、新宿は非常に、集合住宅居住世帯が6割ですか、非常に多かったと思うのですが、先ほど公営住宅の話が出たのでちょっと思い出していたので発言させていただきますが、公営住宅はライフサークルに応じて家賃補助とか、所得が少なくてもいい住居に住めるというような政策かと思いますが、そして、「長く住み続けられる」というキーワードが出てきました。その結果、例えば都営住宅なんかでは非常に高齢化がもう進んで、建て替えなどをきっかけにさらに高齢化が進むという、その地域社会そのものが解体してしまうと。要するに若い人がほとんどいない、子どもが1人生まれれば非常に大きな出来事だというような話を伺いました。

長く住み続けた結果、そういう高齢の社会だし、社会そのものも壊れてしまうと。孤独死なんていう問題が日々の話題になってしまうような状況が今あるわけで、ですから、公営住宅をどうしていくかという問題があると思うのですが、今後はやっぱり、その量的にふやすというだけではなくて、やっぱり地域社会として建物を考えていくと、例えば若い世代が住みやすくするような制度にするとか、地域社会全体として成り立つような方策を、例えば公営住宅なんかについても考えていかないと、問題がなかなか解決しないんじゃないかなと。自治体がもうなかなか、若い人が住みにくいという状況もあって、外へどんどん子どもたちは出ていってしまっています。残されたのが親たちの高齢世帯だったというのが確かに現状のようなので、これからはそういう意味でいくと、地域社会の暮らしの質ということを僕なんかは言葉としては使いますが、地域社会そのものの全体のバランスというか、地域社会が成り立つような住宅政策ということも考慮すべきではないかということをちょっと思いましたので発言させていただきました。

以上です。

卯月会長 ありがとうございました。

山下委員。

山下委員 山下です。

第3分科会で議論しましたので概略申し上げますが、この「地域に住み続けられる」という言葉というのは簡単な言葉ですけれども要素的には複雑で、これを解決するのはそう簡単ではないというのが第3分科会の考え方です。

新宿区の住民構成といいますか世帯構成ですね。それを見ると非常に、何年か前、もう10年前から比べれば、ファミリー世帯数というのはもう激減しているわけですし、今は単身世帯数が非常にふえてますね。現在、住宅の戸数と世帯数を比べたときに、どれくらい新宿区の中で、その数的なギャップがあるのだろうということもありますが、もう一つは、実際に世帯の住み方そのものと、その住宅の現状というのがもう物理的な意味でもずれてきてしまっているのではないかということだと思います。

住宅というのは、ある意味で社会資本的な側面を持っている。社会の基本的な、社会を構成する人の生活の場、あるいは地域を構成するユニットということですので、その辺が社会資本的な意味合いを持つとすれば、そのギャップというのをきちっと埋めないと、その社会の形自身がちょっとゆがんでしまうのだろうということが背景にあります。

例えば、住み方がファミリーで住んでいて一戸建てを手にしたとしても、先ほどご意見ありましたけれども、時間がたつと高齢の単身者がそこに住むだけになってしまう。そんなような状態が一つあります。

もう一つは、若い世代が新宿で住もうとしても、なかなか家族の生活のスタイルに合った、ライフステージに合った広さの住宅を確保しづらい。ですから数はあるわけですね。ワンルームマンションとかいろいろありますので、狭いものはあるけれども、だんだん家族がふえてくるのに対応して、その中間的な大きさのものが無いということで結果的に外に出ていくか、無理して広いところ、マンションを探してみたいな形になっている。

これは非常にうまくシステムチックに多分、地域として考えていかないと、このギャップというのは埋まらないだろうということで、基本的には、これは中古住宅といいますか、現在、資産として個人がお持ちの住宅というものも少し反公共的に流動化させていくという施策というのは、どっかで必要になってしまうだろうと。ですから、単身でわざわざ一戸建てに住む必要がなければ、その方の資産として、それをだれかが預かって、それを若い世帯に回していく。そのところで高齢の方々は収入を得て生活が少し安定して、若い人たちは比較的安価な家賃で広い、そのライフステージに合った住宅を手に入れる。それを地域の中でうまく回していけないのだろうかというのがこの中の支援の仕組みの中に書

いてあります。

それから、このユニバーサルデザインという言葉がございませけれども、これにつきましてはバリアフリーという言葉とかなりダブって使われていますけれども、前回まではバリアフリーの話で比較的福祉的な意味合いが強かったと思いますが、このユニバーサルデザインについては、もともとこの言葉がアメリカの障害を持つアメリカ人に対する、言ってみれば人権を保護しようということから出た本質をベースにしたものですので、基本的には人権、だれでも自分の生きる権利を行使できるような生活環境をつくりましょうということが背景にあるわけですので、広く言えば、言葉が外国語しかできなかったのに対しても、それがその地域の中で、あるいは、その生活するに当たっての不便がないとか、あるいは、もちろん障害があって、根幹的な障害のハードルが高くて段差が越えられないとか、そういうことに対しては当然のことながら、その人の権利を守るということではクリアしない。ですから、その部分でバリアフリーと重なるわけですが、いずれにしても、どなたでも生活しやすい環境を新宿区の中でつくっていききたいというのが、このユニバーサルデザインという言葉に込められております。

そんなことが背景にあるということをご補足させてください。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

根本委員。

根本委員 ちょっとかけ離れてしまったんですけれども、今、基本構想、この前のやつを一生懸命探して、「新宿は6割が住居系地域である。したがって、改めて住む立場に立ってまちづくりを考える」という言葉がここのどこかに入っていたはずなのですよね。それをこだわって、前の基本構想審議会のときに私、そこにこだわったんですけれども、住宅及び住環境ということについては、基本的に新宿はどういうまちなんだということの基本的なところを、この提言は提言ですけれども、その基本構想をつくるに当たっては自由なんではないかというふうに思うのですよね。

それは何でかと言いますと、当時、住宅及び住環境に関する基本条例というのを、これは新宿区に数ある条例の中で唯一、直接請求でつくった条例なのですよね。それで、つくるに当たっては中央区と世田谷区の両方、住宅条例を持っていましたから、中央区の方は、ほとんど用途が商業地域で、そこに開発ファンドを乗っけて、業者から基金を募って住宅政策に充てるということで、世田谷は住居系が多かったわけですから、そこに整然とした住宅のまちをつくる、要するに住む人々のまちをつくるというまちづくり条例。新宿はど

うだろうかという議論をしながら、両方あわせ持つのではないかと。4割の商業系の新都心と落合やいろんなところの住環境の、いいところもあれば、あるいは用途としては住居地域、牛込みたいなどころがありますわね。両方兼ね備えた住宅条例が必要なんではないかというので、今その住宅及び住環境に関する基本条例というのは現状で今でもあるんですよね。それが一つ。

それで、中央区は今、10万突破したんですかね。7万ぐらいに落ちたのが10万ぐらいに上がりましたね。それから千代田は3万8,000から4万近くになった。港も13万。しかし、新宿は30万人と言われてますね。何で30万いるかということ、やっぱりあのバブルの時期に、その住宅及び住環境に関する基本条例というのをつくる区民の皆さんのエネルギー、それから、住宅付置義務というのを我々は区でつくったわけですよ。それから都市計画法の改正で立体用途制を新宿区が一番広い面積でかけている。千代田が一番先にスタートしたんですが、結果的には新宿区が立体用途制を取り入れた。そういう努力があって30万という人口が維持されているように私は思っているんですね。それが一つ。

もう一つは、当時、住宅課というのはなかったんですけれども、住宅対策室までつくりましてね。23区の中でというか全国で一番に、区の住宅政策を持っていたんですね。今は住宅課にまた戻りましたけれども、そのときにつくったのがその定住対策ということで区民住宅ですね。今は380戸、今でも多分、23区の自治体の中で一番区民住宅を持っているんじゃないでしょうか。これは、したがって定住ということで、義務教育終了前の扶養をしている家族が、これが今は、今度は、住宅審議会に切りかえていますけれども、子育て支援という、時代とともに変えて、公的住宅を提供するというふうになっていますね。

そういうふうにと考えると、我々がやっぱり住宅政策というのは、区政の根幹といいましょうかね。どこに位置づけるのか。新宿はやっぱりにぎわいのあるまちなのか、新都心を中心に大会社のまちなのか、あるいは住んでる人たちのまちなのかという、これは両方なのです。暮らしも一番、にぎわいも一番なのです。その中でやっぱり住宅政策は重要なんだという、根幹なんだということの一つ柱として、やっぱり据えなくてはいけない。それを柱として据えた上で高齢化とかいろんな、どうやって多様な階層の人たちが住み続けられるのかという、こういう政策が必要なんだろうというふうに思うのですよね。

したがって、やっぱり条例だとか都市計画も、いろんな形で開発に対して規制というか計画を誘導していかないと、なかなか進むものでもない。それで今、さっき落合の方の話

もありましたが、落合は、やっぱり僕は戸建てでいいと思うのですね。戸建ての住宅を守ろう、あの住環境を。しかし、そこにもマンションがどんどできているわけですね。それから、原町にもできてる、余丁町にもできてる、あっちこっちにできている。これは多くが今度はワンルームマンションになってるわけですよ。そうすると人口はふえるかもしれないけれども、しかし、生活の拠点としての、あるいは、そこに生活を根差した自治体、コミュニティをつくれるのかということ、そうでもない。そういうような住宅政策というのもしっかり我々、業者に対してコントロールしていかななくてはいけない。そんなようなことを今思っているんですよね。したがって、中身について大変細かく研究されていますけど、我々としては住宅及び住環境の基本というところをきちんと議論していかななくてはならない。こんなようなことを思います。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

安田委員。

安田委員 安田です。

中項目の13のところと14のところについて、ちょっと。

卯月会長 まだそこまで行っていません。

安田委員 では12のところ、やはりいろいろ住宅の問題が出ましたけれども、私はやはり昨今見てみますと、従来住んでいた、ある程度規模のある土地というものがなくなって、その後に建てられるのはワンルームマンションとか、また、そういったたぐいのものが増えてきているわけですね。そうしますと、もともと住んでいる住民は、どうしてもそこに違和感を感じてくるというのは、もう当然あるんですね。どのぐらいの規模で、どうかという問題は別としましても、やはりワンルームマンションというのはもう少し、ここでも何回か議論されてはいたと思いますけれども、高さの問題やワンルームマンションの問題も、もう少し掘り起こさなくちゃいけないんじゃないかなあという気がするわけです。

と申しますのは、昨年でしたか一昨年でしたか国勢調査をやったときも大変、私も少ししましたけれども、調査するの大変ですよ、あれは。コミュニティができていないのですから、地域社会の中で。そういったことも含めまして、やはりもうそろそろ、そういった問題というものを整理する段階、そして、もっと積極的に新しいまちづくり、都市型コミュニティという、今回、次のテーマもあるかもしれませんが、そういったところに視点を

移さないと、すべてが人口がふえればいいというだけが私は先ほどもあったように、すべてがハッピーとは言えないんじゃないか。そういう中で受け入れるものの器といいましようか、そういうもののまちづくりの基本的な部分というのは、これからもう少し力強くデザイン化しながら、それに向けた受け入れをしていくというものがなければ、なかなか難しい。しかも、従来住んでいる方がもう住みたくなくなるまちになっていくというアンケートの結果まであるわけですから、そういうまちに絶対したくないとすれば、もうそろそろその辺を力強く行政と地域と話し合いながらつくり上げていく、もう時期ではないかと私はそう思っております。

卯月会長　　ありがとうございます。

山添委員。

山添委員　　ほぼ皆さんの意見と同じなのですが、要するに、「住み続ける」という言葉自体を考えると、住宅だけが確保されれば住み続けられるのかという問題。それから、やっぱり住み続けるという意味は、やっぱり生活をするということだろうと思うのですね。そこに備わってくる、例えば公共施設の適正配置の問題、それから、にぎわいを持っている商店街の活性化の問題、さまざまな問題がやっぱり住み続ける条件になってくるだろうと思います。取り組みの方向性の中にちらほら出ていますけれども、やっぱり公共住宅をいっぴいつくればいいという話ではないというふうに思うのですね。

「狭いながらも楽しい我が家」という言葉があるではないですか。やっぱりそこでどう楽しく過ごせるかという問題が一番大事だろうというふうに思うのですね。だから、そういう意味では新宿区のまちをどういうまちに、さっきお話があったように、そういうコンセプトがしっかりないと、ただ建物を、安い住宅を提供すれば住み続けられるのかと、僕はそうではないと思うのです。今の新宿の皆さんが積極的に喜んで住み続けているかどうかという問題がね。大半の人が仕方なく住み続けている。家賃が高い、住宅が非常にひどい、でも、ここで生活しなきゃならないという、そういう状況にあるだろう。それにはやっぱり住まいだけの問題ではない、お年寄りの問題にしても障害者の問題にしても手厚く対応していく。そして、みんなが協働して生活できるまちづくり、こういう僕は考え方が大事だと思うのですね。

先ほどから一戸建ての問題、公共住宅の問題が出ているけれども、それも大事かもしれないけど。やっぱり住み続けるというのはもう、そのまちをどうするか、どういうまちにするか、ということの基本に据えて議論すべきだろうなあと、僕はすごく感じるのです

ね。ちょっとそのことだけ皆さんに申し上げておきたいです。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

高野さん。

高野委員 高野です。

実は、四谷のまちはどちらかというと後継者がどんどん減っています。それで、その中で、住みたいんですよ、まちに。だけど住めないのですよ。だから、そういう意味から考えると、ただ美しいというソフト的な意味で理想を言っても暮らせないのですよ。税制を変えてもらったりとか、いろんな優遇制がなければ永住できないわけですよ。結局、子どもたちはその場に住めないから外に行く。そうすると帰ってくる場所を今度、老夫婦がお店をやって大きい建物を建てる。そうすると今度、老夫婦死んじゃったら、その部分、戻る拠点が無いのですよ、子どもたちが。そうすると、その建物をだれが住むかというと、よそのデベロッパーか、よその人が買って、それをまた違ったまちづくりを考えてしまうというのが実情だと思うのですね。本当の意味で自分たち住みたいんですよ、今でも。だけど帰ってこれない理由があると思います。その辺のところをやっぱり少し考えていかないと。

そうすると、さっきお話が出たコミュニティの問題だと思うのですよ。そうすると、それをでは、たまたま運がいいか悪いかありませんけど、よそのデベロッパーに売って大きい共同住宅を建てました。そしたら、ここで一つのデベロッパーがマンションをつくっただけで、これでここがコミュニティになっちゃうんですよね。そうすると地域のコミュニティからも隔離されてくるという、こういう問題点もいっぱい出てくると思うのです。だから、ちょっと話がずれますけど町会費をもらえないだとか、その町会の加入率が悪いだとか、いろんな問題が出てくるかと思うのです。それがやっぱり本来の意味の住宅政策というところが、ただ公共住宅つくるより、公共住宅つくるんだったら民間の困っているというか、建てられない人たちのところへ行って区が少し、いろんな形で共同で建てるとかという考え方だってあると思うのですね。そうすると、それなりに、そのまちに住む大家さんが地元の人ですから、そうすると、それでコミュニティというのは、少しは保てるのではないかなという気がします。

ちょっと夢みたいなこと言ってますけど、何かそういう形を変えていただくというか、法改正とか税制面だとか、そういう面でやっぱりやっていただいた方がいいのかなというような気がします。



卯月会長　　ありがとうございます。

寄本委員。

寄本委員　　今の高野さんのご意見は決して夢のようなお話ではないと思うのですね。早稲田の例を一つ紹介しますと、ある先生が100坪余りの土地を早稲田大学に寄付をされました。条件がついているわけです。家を建て直してくれと。4階の部分は自分が使いたいから、建物のお金は早稲田が払うわけですが、それでも早稲田大学の土地を買って建物を建てるよりは、はるかに安くすむんですね。その先生が亡くなった後は、土地の登記も全部早稲田大学にするという、そういう約束で家を建てたわけです。家といいですか、外国人研究者用の大変いい住宅建てたわけですね。共同になってますけども、4階の部分は先生が使っております。

そういうふうに考えますと、公共が大変いいことなのですが、土地は公共で買い、建物も公共の金を使いということだけではなくて、公共の中に民を含めて広い意味で公共といっているということは大変大切ですけど、実際の資金面だとか土地の利用の面では、民間のそういったようなものも使って、それを安く、いいものをつくっていくといったようなことを考えていただくような考え方をされたらと思います。

卯月会長　　ありがとうございます。

久保さん。

では、この分野では最後にしたいと思います。

久保委員　　どうしてもノイズを抜きでしゃべるから誤解を招くんだけど、一戸建ての対比は公共住宅ではないということを、都市で住む人間も住環境は個人の占有では、もうやっていけない時代だと。自分の家の庭を持って楽しむ時代ではなくて、都市だったら緑を多くつくることだって、みんなで緑を楽しもうという思想に立たなかったら、都市の住環境はやっていけない、公共住宅ではないはずですよ。3、4軒でみんなで、いいアパートをつくってね。共同住宅というと何か六畳と四畳半だけの部屋とか、そういうのではないのですよ。自分の生活サイズに合わせた住居を個人のもではなくて、3人、4人で一緒につくるとか10人でつくるという意味が、住環境を個人のものにしてはいけないのが都市住民の生活環境、住環境なんだという考えに徹していかなきゃやっていけない、そのことを言う。

根本委員　　お互いに議員同士だからね。遠慮なく言えるんだと思うのですけれども、例えば、西落合は、ほとんど高級住宅街ですよ。個人のちょっとしたら100坪ぐらいの

ところとかね。個人の庭園があるわけでしょ。それを塀で囲むのかね、あるいはオープンにしていくのかということなんかの議論はあると思いますよ。しかし、新宿の全体の中で言えば、それは牛込も四谷も落合も私が住んでいるような富久みたいなところも、いろんな顔があるし、いろんな住居の形態があるんですね。それを一律に言うのは、誤解を受けるといふふうに思うのですよね。落合の斜面緑地は守らなくちゃいけないし、それから、落合のあの広い戸建て住宅ね。それが相続で持っていかれちゃうわけでしょ。それで分割されて小さくなって、場合によってはデベロッパーが全部買収にあって、どかんとマンションつくっちゃうことになる。

そういうことも含めて新宿の住宅政策というか、あるいは住居というのは、いろんな顔があるといふふうに思うのですよね。だから、久保さんが言ってることもそうだけれども、しかし、それを全域に当てはめちゃうと、ちょっと違和感を感じる方もいるんじゃないかと。以上です。

卯月会長　　ありがとうございます。

ちょっと今、繰り返しになっているような気がしますので、ちょっと僕の印象だと、住み続けたいけれども住み続けられない現状がある。高野さんのご指摘にもある。そのことはきちっと把握して、その対策を練るには、寄本委員が言われた公共と民間と、それから中間組織の工夫がないと、もうできない時代であるという認識になります。

それから、久保さんと根本さんのご意見のように、新宿区は大変広いわけですから、それぞれの地区にふさわしい都市型住宅の住宅型式、戸建ても含めてですが、どの程度の戸建て、あるいは、どの程度の集合住宅がこの地区にふさわしいのか。これが都市計画の根幹でありまして、どの地区に、どのような住宅型式、あるいは建築型式のものがふさわしい。どの分野にも公共という概念があるし、公共の緑という重要な視点も入っている。その場所場所にふさわしい住宅型式が、日本の場合には自治制度の存在もあって、なかなかうまくいかなかったわけですね。

ですから、チョイス的にはできないのですけれども、何回かの基本計画をして、それから都市計画を経て、次第次第に、その場その場にふさわしい景観のあり方、住宅型式のあり方というのを求めていかないと、多分これはずっと同じことの繰り返しでいかに得ない。それが日本の都市計画の現状ですから、その原点に戻って、住み続けたいけど住み続けられないという現状をきちっと見詰めて対処していくということではないかと思えます。

それは先ほどご指摘のあった住宅・住環境だけではなく、公共施設の配置も含めて生活環境すべてだということも全く同感でありますので、そういったことを踏まえると、次の公園とか公共施設の議論にもつながりますので、申しわけありませんが、13の方に少し移りたいと思います。

安田委員。

安田委員 13のことなのですけれども、まず、先ほどの関連性があるって、私どもの地区協議会で、住みたくなるまち「柏木」というのが協議会の一つのキャッチフレーズにしておりますけれども、その住みたくなるまちの基本は何かというアンケートの結果、もうほとんどが安心・安全なのですよね。これなくして住みたくなるまちということは、もう住環境が整ってあろうと、なかろうと、難しい問題であろうという意識が住んでいる方のアンケートの結果でございました。まさに、そうだと私自身も思っておるわけですが、そういう中で、では公園という部分ですね。これを見ましたときにも、以前に私もあるグループと一緒に幾つかの公園を、子どもの安心という目線で公園を評価したことがございます。そうしますと、今、新宿区に170ぐらいあるんでしょうか、大中小合わせた公園の数というものが。間違ったら数は訂正していただきたいと思いますが、そういう中で今まで、それぞれの目的に応じた公園がつくられたと思います。それはそれで今までのことで結構なのですけれども、果たして子どもの安全という視点で公園づくりをコンセプトとしてつくっていたのかどうかというものは、その調査の結果、疑問視したわけでございます。要は、これからの見直しという部分の中では一つ、今まであったかないか知りませんが、公園づくりのコンセプトの一つとして、やはり子どもの安全性をどう確保できるかという部分の中での公園づくりがあるのかなという気がしてならないのです。

それからもう一つ、そのためには、お年寄りもそこに楽しめる、いわゆる子どもとお年寄りも含めて共有しながら子どもも見守れるような、自然に抑止力が働くような、そういった共有できる憩いの場の公園というものがこれから見直されてリフォームされれば、私は素晴らしいなという考えを持っておるわけです。

そのためには、できてしまった公園を逆にまた、どう維持管理していくかという問題が出てくると思うのですけれども、そういう中で新宿区では幾つかの制度といたしまして、例えば公園サポーター制度の募集とか、また、プレーリーダーの部分とか、いろいろ工夫をされていると思うのですけれども、一つ、現在あるシステムに、やはり例えば公園サ

ポーターの文面・内容を見ますと、先ほど言いました子どもの安心という視点の部分の中では、どうも弱い考え方があるのではないかなあという気がしてならないですね。

ですから、もう少しこの辺も含めまして、今の制度の見直しも含めて、ぜひ今後、こういう視点で公園というもののリフォームと、さらに維持管理のためのこういったシステムがいいのかというものを考えていかななくてはならないのではないかなあという気がしております。以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

ほかに公園・公共施設についてご意見ございませんか。

はい、沢田委員。

沢田委員 公共施設の見直し再編という、この中では3番目の項目になっているんですけども、そここのところで前の議論のとき、社教会館のことについてはお話をさせていただいたので確認とは言わないのですけれども、やはり児童館とかことぶき館とかというのは、地域の身近なところにあって初めて役割を果たすものだと思うのですね。特に児童館なんかは今、子どもを安全に遊ばせる場所がなかなかないということで、非常にこの児童館がたくさん使われていて、いっぱいいっぱいとかという状況にもなっている中で、むしろふやす方向で、そういう公共の遊び場をふやすような方向でいかななくてはいけない分野だと思うのですけど。

それから、ことぶき館についても高齢者の方が自宅にひきこもっているのではなくて、そこへ出ていくことによって、また地域のコミュニティをそこでもつくっていくと。それで、今現在は児童館とことぶき館が同じ場所に、上と下であるところも多いですけど、そこがもっと一体に世代を越えて交流していければ、地域の中でいろいろお互いに顔がわかる関係というのが、また子どもの安全のためにもすごくいいことだと思うのです。なかなかまだソフト面では、そこまで行っていないのが現状ではあるんですけども、そういう意味では、やっぱりそういうことを認識しながら、この地域にそういう施設が必要だということを、みんなで議論していくことが必要だと思います。ただ、落合の方では地域センターができるときに、そういう施設をそこへ統合していくということで、すごく大きな問題になっていて、高齢者クラブの方なんか、ことぶき館をつぶすことには反対だというようなことで、すごく大きな議論があったということがあったんです。それなんかもやっぱり区が上から、もうこうですよというふうに決めて皆さんに話を持っていくのではなくて、地域の中で議論していく、地域にとってこれが本当に必要なのか、そうではなくてほ

かに変えることができるのかどうか。そういうところも地域の中で議論して、その地域で決めていくということが住民自治の問題としても必要ではないかなというふうに思います。

以上です。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

鎌田委員。

鎌田委員　鎌田です。

この辺のところは私も第3分科会の方で議論したことなのです。それで、一部の事例として今お話が出ましたが、ことぶき館、やはり今あることぶき館を私は全部見たわけではございませんけれども、やっぱりお年寄りのための施設であるから大事だと思うのですけれども、でありながら例えば、今ある西落合の方も今、この問題に触れている議論しているんですけれども、お年寄りのための施設という意味でも、上へ上がるのにエレベーター、エスカレーターすらないのですよね。古い施設ですから。だから、やはりそういったものを見直しする必要があるということと同時に、新しいセンターができる中に社教で使っていたものなり、ことぶき館で使っていたものも、お年寄りから若者がみんなが利用できるものは、そっちへ持っていったらいいという考え方ももちろんありました。と同時に参考までに、これは今、私どもの方だけがやっているかどうかわかりませんが、そのことぶき館を再利用して、今、委員さんがおっしゃったようにお年寄りから子どもまで、あるいは中間層の若者も含めて、この三世代交流モデル事業というのを今進めております。

これは、やはりお年寄りだけ集めたってどうしようもないし、では、子どもだけ遊ぶ場もありますけれども、やはりこの三世代が一体となって交流できる、集まるいい場所を、どういう施設をどういうふうに組み上げていったらいいかという、それを今やっている途中なのですけれども、そこら辺も含めて、ただ新しいセンターの方に物を移動して詰め込んだら、それでいいんですよということではなくて、今おっしゃられたようなことも含めて、こちら側ではそういうことを含めた三世代でもって、うまい具合に日々交流できる場所を設けようではないかということの事業を進めておりますので、これは、基本的な考え方はそういうことで、今後どういった中身に、どういったものができ上がるか、まだもう少し時間がかかりますので、それを我々も一生懸命やりますけれども、見ていただいていただきたい。結果として、こういうものができれば、ほかの地域でも、ああそれは、まねをしてやってみようとかというふうになれば、それは幸いだと、そういうふうな水平

展開させていただけるようなものになれば幸いと、こんなふうに思ったわけです。

それから、先ほど安田委員の方からも話があったように、基本的には、区内にある公園、全部全部見たわけじゃございませんけれども、いろいろ見た中に、大小やっぱり地域でさまざまなのです。公園そのものが。やっぱり今まではお役所なり官の方で、こういうものをつくって地元の人たちにあげましたよと、利用してくださいよと、どうぞと、こういうスタイルだったんですけど、これからはもうそういう時代ではないと。我々が、近隣の人たちが使うんだから、我々が本当に喜んで子どもたちからお年寄りまでが、どうやってどういうものをつくって、どうやったらどういうふうに使やすいものになるかということ、やっぱり全部見直しをしようではないかというのが基本的な思想なのです。

かといって、やっぱりこれだけ数たくさんある施設を一遍にやるというのは財政の問題もありますので、やはりそれぞれ特色のある優先的なものをどういうふうにつくるかというのは、これはまた議論の余地があると思うのですけれども、順を追って進めていきたいというのが基本的な考え方なのです。その中で小さいけれども、この106ページにちょっと下の方に書いてありますけれども、あかね児童遊園というやつと、しんかいばし児童遊園というのが今、住民のコンセンサスを取り入れて、私たちが、自分たちが使うんだから自分たちの使いよい公園にしようというワークショップをやっています。だから、こういうものを一つの前例として大いに今後、小規模なもの、中規模なもの、大規模なもの、それぞれ特色があるかと思うのですけれども、やはり使い勝手のいい、近隣の人たちの意見を取り入れた、いい施設にやっていくというのが基本的な、やっぱりすべての考え方なのです。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

はい、成富さん。

成富会長代理 すいません。

ことぶき館のお話が出ていたので、この提言書の文章、107ページのところを見ると、えらくシンプルに書いてあって、しかも公共施設の見直し再編、具体的に言うと身近な地域に数も多い、本当に区民の方の身近な施設に関する項目なので、でも内容がちょっと、もっとたくさん議論あったと思うのですが、僕らの施設のところではありませんが、第2分科会でも、ことぶき館の話はたびたび出てきまして、もっと数が多い方がいいとかという意見ももちろんあるんですけど、あるいは、なくさないでほしいとか、もう一つ、や

っぱり運用の問題というんですかね。実際の利用がなかなか人によっては使いにくいとか、それを使おうと思っても非常に偏った使い方がされているとか、それは立場によって、いろんなご意見になるんでしょうけど、なかなか住民の方が気楽に自由に使えないような感も何かあるのかなと、お話し聞いていて思いました。

そういう話は結構出ていて、もっと職員を専任で置けとかというのもあったようで、むしろそれは行政が管理をもっとしていかなければいけないという意見なのかなと思ったんですけど、先ほど委員が言われたとおり、やはりこれから一番問題なのは、そういう施設の見直しというような場合には、やはり行政の効率性というんですかね。経費を少しでも抑えつつ、やっていかなければいけないという状況の中で再編問題も出てきているのかなあと、僕なんかは思うのですが、やはりその運用のあり方を今言われておられたとおり、もう行政が一律管理というような発想ではない、住民自身がやっていくような仕組みということをまず考えていかないと、こういったものが維持できなくなる可能性は高いと思うのですね。

ですから、それは建物としての施設ということよりも内部の運用とか、あるいは運営とかですかね。そういった面を住民自身が考えていくという、そういう動きが多分出ていると思うのですが、三世代交流なんかも、お年寄りと子どもが仲よくするからいいと思うのですが、それ以前に、みんながそれぞれの目的で利用しやすくするという。お年寄りの施設ですと、障子が張ってあったりすると破かれるから子どもに使わせないとかですね。そんなところもありました。だったら障子張らなきゃいいと思うのですが、あるいは、障子ですね、すぐ張りかえられるから、そんなけちけちするなと思うのですが、なかなかそうもいかないみたいです。だから、そういうのではなくて、もっとそれぞれの年代の人とか立場の人が相互に利用し合うと、その中でおのずから交流も出てくるとは思うのですが、交流先にありきというよりは、もう多目的施設でないで成り立たない時代だと思いますので、お年寄りの施設とか子ども施設とかというのではなく、多目的な利用も考えた地域施設を考えるということ。

ただ、児童館なんかは、むしろ幼少期の児童だけではなくて中高生、特に高校生なんかもそういったところに来る、歓迎されてるのか、たまっちゃうのかわからないのですが、積極的に取り組んでいるところもあるそうですが、やはりそういうもっと年代を広げた児童施設というか青少年施設を全体として見直すようなことが、やっぱり必要かなと思います。ちょっと気づいたことだけ言わせていただきました。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

ほかにございますか。

野尻さん。

野尻委員 野尻です。

定住指向と申しますか、住み続けたいということの中には住宅ですね。もちろん住宅がありますけれども、もう子どもの安全をコンセプトにした公園ですね。非常に重要だと思います。やはり地域から声を出して、先ほどから出ていますように地域の人と自治ですね。ルールづくりが必要だと思うのです。若松地区に至りましては、環状4号線が今後入ってきますからどんどん、公園もなくなる予定になっております。また、住宅も幹線道路沿いは全部ビル化いたします。そのときにコミュニティがどんどん壊れますので、そこでコミュニティの醸成のための公園とか、それからビルの1階をみんなが使う集会所にするとか、そういうことを地域でルールづくりをして、このようなまちにしたいということについて将来像をとということで、今みんなで、これから一丸となってしようということになっております。

やはり地域の人々が自分たちのまちを、どのようなルールでつくっていくかということをしきんととらえないと、これはなかなか進まないことだと思います。それぞれの新宿区の中には先ほどから出ておりますように、いろいろな地域がございますから地域の特性に合ったルールづくりを、それを目指しております。

以上です。

卯月会長 山下さん。

山下委員 山下です。

これも第3分科会で議論したことでありますので、基本的な考え方は、この105ページの将来のあるべき姿のところにあります。将来的に、この地域の公共的な施設であるのであったら、もちろん新宿区全体ということはもちろん公共ですからありますけれども、一方では、その地域性の高い、その土地にある、そういうものについては、その地域の意見を聞いて、できるだけ使いやすいようにするような位置づけにしたいというのが基本的な考えです。個々の施設、あるいは個々の公園について、どうであるかというのは、やはりその地域ごとに考えましょうということで受け取っていただければいいと思います。

それから、ここには書いてないのですが、いわゆる公共的な公園の場合に民間の施設、敷地の中で公開空地とか公園に準ずるような空間というのがあります。もともと公



開空地と呼んでいるようなものが実際あるわけですね。それについては多分、区でも全体的に全部整理されているかどうかわかりませんが、できれば公開空地については公園に準ずるような格好で地域に、やはりもう少し使いやすいようにしてほしいという意見というのは、多分、地域ごとにはあると思うのです。ですから、準公共的なものについても、この公園の計画、あるいは公園のあり方について議論できるような場ができるといいと思っております。

それから、公園について、中身については基本的に、今、別のところで犬を入れていいのか、入れていけないのかみたいな、使い方についての議論は片一方ではあるのですが、その中でやはり、そもそも公園はだれのためであろうということについて、意外とその議論が深まっていないなというのを実感しております。その辺については、その地域での議論の中に、そもそもいいですか、そういったこともあった方がいいと思いますし、それから、公園もやっぱり都市の自然の中の一部ということで考えると、いわゆる緑の別の問題があると思うのです。街路樹とかいろいろな個々の民有地の大切な地域、民有地であるけれども大切な緑というものがありますけれども、その維持管理の問題で意外と落ち葉の問題とか、皆さんがお困りと。その処理に当たっては、場合によってはその公園の中に、そういう落ち葉を集めてコンポスト化して、それでまた地域に返すみたいな、別のその循環の部分があってもいいと思いますので若干そういう、防災の問題も含めて公園の少し多機能化といいですか、余り公園らしくない多機能化はよくないと思いますが、あくまで公園をベースにした形の多機能化というのがあっていいと思います。

卯月会長 はい、久保委員、お願いします。

久保委員 多く発言したいから短くやります。説得力を持たせるために、つい説明をするけど、みんなで考えてもらえばいいので、結論だけ言いますね。やっぱり公共施設の中にこれからは、歩道というものを位置づけるべきだと思うのです。区民が自分の愛するまちを、もう歩きたくなるような歩道をつくる。これが新宿区の公共施設だというふうに考えてやるべきだというのが意見です。

具体的に言えば、飯田橋のところから市ヶ谷までの外堀通りの歩道を一度歩いてください。ああいうすばらしい歩道があれば区民は、公共施設がちょっと遠くても行くんです。老若男女がね。子どももお年寄りも。そのことを少し考えていただきたいと思います。2分で終わったと思います。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

おぐらさん。

おぐら委員 おぐらでございます。

今、公園の話が出ておりましたけれども、安全の話ということで千葉大の何という先生だかは覚えていないのですけれども、公園に施設をつくれれば作るほど危険が伴うという、子どもたちにとって植え込みをつくれれば、それが陰になる。何か滑り台なんかをつくれれば、そこにまた見えない死角ができる。その辺の公園のつくり方というのをどういうふうにしたらいいかというのも、やっぱり考えていく必要があるし、やっぱりそういうことがあると思います。

それと、公園がどのように今使われているのかということを一度しっかりと受けとめなければならぬ。これが緑のためなのか、憩いの場なのか、防災のためなのか。下手すればホームレスのためになっている公園もある。その辺をもう一度見直して、その公園が本当に重要なものなのか、どういうものなのか、地域でどうやって使っていくかをもう一度地域で考えていく必要があると思います。

それと公共施設、ことぶき館の使い方なのですけれども、当初、お年寄りのためということで、多分このネーミングがつけられたと思います。60代以上の方、今はちょっと60代の方では若い方の部類に入ると思います。やっぱり80代、90代の方も使っている。お年寄りと一概には、一くくりにはできない部分がある。また、今、地域の方に使っていただきたいということで、いろいろ開放していただいておりますけれども、決まった団体しか利用がなかなかできないという現状もある。それから、ことぶきという名に抵抗があるという方ももちろん、何かもう年寄りくさい、私、何度も行っているんですけども、そんな、私はまだ若いんだから、ことぶきなんていうところには行けないよという方もいらっしゃる。そのネーミングや何かも、いろんなイメージというものもありますので、その辺ももう一度、公共施設の使い方ということで考えていく必要があるのではないかと思います。

それと今度、来年、四谷第四小学校が廃校になった後に地域に使ってもらおうと、協働で地域の方と一緒にやっていこうと。これは非常にいい試みだと思っております。公共施設のあり方として一つ、これからそういったものをどうやって使っていくか、地域の住民との協働で使っていく、いい手本になるのか、これからやっていかなければならない。ただ、その使い方も今、地域とやりましょうよというだけで、基本的な事業計画等が立っていない状況なので、その辺もしっかりやって公共施設が本当に地域のため、区民のために

使われるように、もう一度精査する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

山添委員。

山添委員 まず、この提言書を見ますと、取り組みの方向性として、やっぱり見直していこうという、この雰囲気というのは非常に僕は大事だと思うのですね。やっぱりこの今の時代を考えると、かつては多くできて公共施設がいっぱいあった。中には、あればよいまちという施設もあっただろうと僕は思うのです。それがここへ来て、やっぱりしっかり見直して、何としても必要なものに転化していく、変えていく、こういう一つの方向性が大事ではないかなという気がするのですね。

それからもう一つ、公園、地域でそれぞれ会話をして公園をつくり上げていくというお話しは大変結構なんだけれども、公共施設って、いかなるものか、やっぱりもう一遍、僕は見直していくべきだろうというふうに思うのですね。例えば、公園をつくった。最初だけです。後はひどいものなの。荒れ放題ですよ。果たして、その公園の利用者側からとって、公共施設に対する考え方というのはどうなのか、というところをもう一遍議論すべきだろうと思うのですね。

だから、その辺の決意がなくてやって立派なものをつくったって、また戻っちゃう。さっきのお話ではないけど、きちっと植え込みを、緑のコンセプトをつくったのはいいけども、もうそれこそ犬が入り、猫が入りね。それで、その公園の利用の仕方、公共施設って何なんだ。自分のものだという意識が弱い。そこにやっぱり公共施設が皆さんに有効に利用されていない、地域に生きていけない、僕はそういう気がするのですね。ですから、もう一遍、ここに見直しと、こう書いてあるので施設だけの見直しではなくて、公共施設とは何かというものをやっぱり住民側で、もう一遍見直していただくことが必要ではないかなというふうに思います。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

そろそろ - 14へいきたいと。

鎌田委員 ちょっと最後に一つだけ。

卯月会長 短めをお願いします。

鎌田委員 先ほど、議員さんの方から学校、いろいろ空きを改善していくという意見

が出たんですけど、これからそういうふうな意見がいくつか出てくるのかどうかわかりませんが、私もちょっと気がついたのは、そこにたまたま107ページの4というところで、今、第二分庁舎における四谷第五小学校になっていますね。ここは、たまたま区民会議で何回か利用したんです。ところが非常に、利用した人たちの意見を聞きますと、あの場所、建物古いですから評判悪いんですよ。あそこで会議なんかやりたくない、こういう意見が多々あったんですよ。区民会議で。これはもう当然学校としては廃校になって、今、第二分庁舎として仮に使っていると私思うのですけれども、こういったようなものも今おっしゃられたように、区民の公共のいい施設として見直しをしてつくり変えていこうという基本的なスタンスなのです。

たまたまこれは一例として4番に書いたんですけれども、ちょっとついでに、この場をお借りして議会の方なり区役所の方、ここを何かほかに利用するような今、現実の提案なり考えはおありになるんですか、どうですか。ちょっとお聞きしたいんです。

卯月会長 本当に短めをお願いしたいんですが。

事務局 企画政策部長です。実は今、あそこのところは、おっしゃったように第二分庁舎の一部として使っているんですが、今のところ、まだ現段階では、あれをどうしようという考え方はございません。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

大友さん。

大友委員 私、花園小学校のPTA会長をやっております、旧第五小学校と第七小学校が合併したのですが、第五小学校の、あの校舎というのが大正か昭和の初期だと思うのですが、結構、当時としては相当モダンなもので、それが非常に注目された建造物らしいんですけど、そういうものに対して非常に、私どもの第五小学校の卒業生なんかがありますので、そういう方からは存続に向けるようなとか、それから、そういう一部を残してほしいという要望があるということだけ、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

よろしいですか。 の14の方にいかせていただきたいと思います。

既に今、何点か公園の話で安全・安心が出ていますが、そこに防犯とか、 の14について、ぜひどうぞご意見、ご提案おありの方、どうぞよろしく願いいたします。

はい、安田委員。

安田委員 安田です。

私も町内の自治パトロール隊といいますのを結成して、ここに携わっている者なんでもございますけれども、昨今いろいろな子どもだけではなくて、いろんな事件が多くなってきて、まちも放っておけないということで住民の防犯パトロールというのが各地で立ち上がっておるとは思うのですけれども、それはそれで大変重要なことだと思うのですが、もっと安心・安全の中の安心という部分は別としましても、安全という部分を高めるためには、これはどうしても行政とか警察、その当局ももっと本来的な部分をまちという部分の中で、視点を設けなくちゃいけないのではないかという気はしておるんです。

例えば、空き交番の問題一つにしましても、住民としては不安を感じるわけですね。常に昔は、よくパトロールしていただいた。また個別の、あれは問題もあるかもしれませんが、いろいろ住民においては何ら権限もございません。そういった部分の中でパトロールをやっている部分と、ある程度の権限を持った中で、そういったところが守れるという部分という両面をやっていくに当たりまして、まず安心・安全の中で安全のシステムをつくるというか、安全性を高めるというのは、やはり管轄当局のさらなる努力に待たなくちゃいけないのではないかと。それをまず基本にした中で、地域の者たちも一生懸命それに向かっていくということがなければ、限度があるのではないかなあという気がしております。

例えば、これも地区協議会のアンケートの結果でございますけれども、ここで述べることで誤解がないようにしていただきたいんですが、昨今はやはり地域によって、かなり外国人がふえる、そういう中で単純に不安を感じているという住民が結構多いんですね。そういうことは先入観もあるのかもしれません。しかし、実体験としても考えられることがケースとしてよく来るわけなのですけれども、そういった部分でやはり、ここではない議論かもしれませんが、受け入れる部分と排除すべき部分というものを明確にしていく部分が一つ。それは地域のものがなかなかできにくいというのがあると思うのですよね。

ですから、やはり地域のコミュニティを高めるためには、まず、その地域の方々の努力だけではなくて、大所高所からのそういった部分の中で傾斜配分をしていただきたいなど。交番なんかでも聞きますと人が足りないのですと、これは事実だと思うのですけれども、そういうことで片づけられては、やっぱり先へ進まないわけなのですよね。ですから、そ

ういう部分を含めまして、これから交番一つとりましても、結構なテーマが残っていると私は思っているわけなのです。ひとつそういう面で、住民の努力というものが先ではなくて、やっぱり管轄をする部分のそれぞれのものが、もう少し充実していくということを私は期待してある。その中で住民が役割としてはどういうことをやるのかということが、連携が必要ではないかなあという気がしております。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

ほかに、このテーマについてご意見ございますか。

はい、上原さん。

上原委員　約30年近く町内のマンションとかかわってきた者ですけれども、マンションといっても大きく分けて、皆さん知っているとおりのファミリータイプと、それから先ほど言ったワンルームがあります。ファミリータイプは、これはもうコミュニティなりいろいろ社会と接触しなければ生きていけない部分があるんですが、今言ったワンルームは、ほとんどそれが必要ないのです。言いかえれば、先ほど、「住み続けたいまち」とか言いましたが、ワンルームに限っては住み続ける必要のないビルなのです。なぜかというと、あの中に住んでいる人は学生だとか結婚前のサラリーマン、若い人たち、そのような人たちが住んでいるわけであって、大体2年交代くらいでみんな出入りしております。しかも、その中の責任の所在ですけれども、皆さん知っているとおりの区分所有者と占有者、中に住んでいる人です。それで成り立っているんですが、その区分所有者はほとんど地方の遠いところの人が投資の対象として買っているのが多いわけです。ちょうどデベロッパーとかへのあこがれと手ごろな資金で、東京のど真ん中の資産が得られるといううたい文句で駆り集めたのが私はワンルームマンションだと思います。

そういう意味で、普通のファミリータイプは区分所有者と住んでいる人がほとんど同一なのが多いんですが、ワンルームに限っては、それが別々なのです。したがって、そのワンルームマンションの管理組合そのものができても、それは何の作用もしていない。そうすると、それをだれが一体操っているのかということと管理会社なのです。管理会社が中で自由に、最近では地方にその区分所有者がいるために自由にやっている部分があって、これが実は非常に問題だと私は思っております。

それで、問題がいろいろ多くなって多方面がありますから、この防災に限って言えば、避難所運営管理協議会とかいろいろありますが、そのときに、そのマンションの中に一体幾人、人が住んでいるのか、一体幾人、女の人がいて男の人がいて何歳くらいなのか。そ

れを町会はつかめないのです。したがって、いざ災害が起こったときには手づかず、どうしようも私たちの方もできない。

それともう一つ、町会にとって問題なのは、新宿区で備蓄してある食料と同時に、町会独自でも備蓄してあるものがあるんですが、これをそれじゃ災害に際したときに、町会のものを町会費も集めない団体に配れるかと。こういうようなところにも実は問題があるわけでありまして。それで私の考えですけれども、要は、その中に入っている管理組合、管理会社を何かの形で強制を与えて、そこに常駐する管理人とか何かを置いておいてくれば、何かそこで防災に関してもある程度の連絡ができるんですが、このワンルームはほとんどそれを置いてありません。そんなことで何かそれは、いろいろな形で対策を立てなきゃいけないなあ。特に私としては各マンションに管理人を、管理人という形でなくても連絡員でもいいですが、そういう形のをぜひ置いてもらいたい。これが私の方からです。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

はい、藤乗さん。

藤乗委員 第2分科会でもやはりマンションと地域ということで、今おっしゃられたような意見が出まして、やはりマンション住民が町会に参加しないと、そこで災害が起きたとき、地震が起きたときに食料を区からのものもいただけないんじゃないかというような意見からものすごく議論になったんですけれども、やはり解決策として、今、上原さんがおっしゃったような本当に、そういうワンルームだけではなくて、そういう普通のマンションでも管理人さんとかを置いて常時、地域住民と町会と連絡をとれるような、そういう工夫を区の方から働きかけていただくというのが本当に望ましいと思います。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

小宮さん。

小宮(一)委員 小宮です。

安心・安全の場合に、やはり防災・防犯、これが骨子になってくるのは事実だと思います。ただ、安心・安全というのは、それだけでなるものではなくて安心して歩けるまち、先ほどもお話ありましたが、問題もあろうかと思えます。それで、地域の中では防災訓練も地域としての防災訓練をやっていますし、ルールをつくっていこうというようなこともございますし、出張所等のいろいろ指導もいただきながらやってはいるんですけれども、実は、やはり先ほどのお話にもありました。役割がやっぱりはっきりしていない部分があるんじゃないかと。道路につきましても置き自転車の問題、立て看板の問題、ポイ捨ての

問題等々ございます。そのような意味から、やはり住民と区側の役割をはっきりさせるといようなものも必要ではないかと思ひまして、私はやはり一つのトータルの安全という面でも条例といひますか、ルールづけといひのが今後必要になってくるのではないだろうかといふうちに、たびたび主張してあります。やはりお互いがいざといひのときに、なかなか有機的に機能できるかどうかといひのは、そのときになってみないとわからないわけなのですが、あらかじめ役割をはっきりしていくと、そのすき間といひのが埋まっていくのではないかな思ひてあります。

以上です。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

ほかに。

大友さん。

大友委員　私、地区協議会の方の安全・安心の部会の方もやっていたりとか、それから、実は、ピーポ110番の運営を中心としまして四谷地区全体の地図づくりなんかをやっておりまして、そういうことで経験的に申させていただきます。結論的には、やはり上原さんがおっしゃるようなところと結びついてくると思うのですが、コミュニティといひのものがやっぱり大切なんではないかと。都市型のコミュニティをつくっていかなくちゃいけないといひのことで、提言書なんか横割り組織といひ、縦割りではなくて横割りできちっとやっていくといひのことが大切ではないかと思ひます。

実は、ピーポ110番といひのは子どもの逃げ込み場所といひのことでやっているわけですが、平成7年ぐらいからやって、もう5、6年ずっと、そのままシールを張ったままだったわけですね。それをシール張りかえることと地図づくりをして、そして、安全・安心のマップをつくらうよといひのことをやったわけなのですが、その中で一番何が必要なのかといひると、お母さんと商店の方との目と目が合うことだと思ひますよね。お母さん方も地域の町会には婦人会なんかもあるんでしょうけど、ちょっと年代層が上の方が多いので入れないと。だから、結局は子育てでコミュニティとしてのお母さんが参加もできないところもあるわけなのです。そういう中で一緒にシールを張りかえていく、PTAの皆さんと張りかえていくといひのことが、やはり少しずつコミュニティが、コミュニティといひの形にはならないんでしょうけれども、目と目で顔を合わせるといひのことが大切なんではないか。子どもたちも同じだったわけですね。

そういうような形で、例えば商店主の方と子どもなりお母さん方が一緒に保護者として、



そういうのが若い、50以下の世帯層なんかの人たちがまちの人と仲よくしていく、こういうことがだんだんコミュニティの形成になっていくのではないかなあと自分でやっております。そういう点では本来から言うと本当にそういうような形で、例えばPTAとそれから、子どもは地区の育成会をやっていますので育成会と、それから警察と、そしてまた地元商店街、町会の役員さんと結びついてやっていくことが大切なんではないかなと思っております。

そういう点で新宿区は、非常に歌舞伎町なんかで言われているように、危険だ、危険だと思われています。ほかから見ると。郊外の方から見ると。よっぽど郊外の方に事件が多いわけですね。こういう事件というのは。そういう点ではやはり、まだ新宿区というのはコミュニティがしっかりしているのではないかなというような感じを受けるんですけども、これをもっと強固にしていきたいというのが私の意見でございます。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

高野委員さん、どうぞ。

高野委員 先ほどよりお話があって、上原さんですとか、私は第6分科会でも結構、もっと辛らつな話をしていました。実は町会費をもらえない人に、その備蓄のものをあげるのをやめようとか、そういう話も出ちゃうわけですね。ということは町会費をもらってない方というのは同じ町内に住んでいても、マンションに暮らしている人は、この人どこの人だかわからないと。そういう人たちをやっぱりある意味で災害があったときに、どここの避難所に行きなさいとかという指示はだれもできないのですよね。だから、そこら辺の部分はどういうふうに、みんなでするのかということで、今回、第1項目に上げたその「譲れない部分」ということでの項目では、住民がやっぱり少し折れて、そういう人たちに少し情報を投げて、こうやってやらなきゃいけないということをやっていかなければいけないのではないかとということが、第一に上げられるのではないかと。どうしてもやっぱり、いつまでもわからない、わからないと言ってるより自分たちが折れていかない限り、彼らもこちらに近寄ってこないということが、みんな話し合いの中でちょっとわかったのではないかなという気がします。

だから、そういう意味でいるんな、自分も町会の役員やっていますから本当の意味、最初の方の気持ちは多分なかったですよ。でも、それは地域と一緒に住んでいるんだから、やっぱり何もかも共有するという形で、みんなが来て集まってくれば、そうするとだんだん、その地域の本当の核になる地域区民という形が本当の意味で形成されていくのでは

ないかなという気がしますけど。だから、ちょっとみんな少しやわらかく頭を持って、その地域を構成していくに当たって、こういうことからまず始まって、地域に携わらない人たちがいかにして集めるかという努力をすることが必要ではないかと思います。それを一つの方法論としてマニュアルというか、災害時はここですよという何かの一つの方法論としてやるということがいいかなということです。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

川井委員、お願いします。

川井委員 大久保地区の川井です。

ワンルームマンションの件なのですけれども、東新宿ですね、あの通りの町会なのですけれども、この前、ワンルームマンションで火災報知機が鳴ったんですね。それで、中に住民がいるのにわからないのですよね。外へ火災報知機が流れているわけです。火事だ、火事だということで。それで中にいる人にわからないで、近所の人から電話がかかってきたり、それで急いで行ったんですけれども、すぐ消防署に来てもらいました。湯沸かし器でもって火災報知機が鳴ってしまった。そこには管理人がいないのです。1日何時間とか管理人が来て、またどっかへ行ってしまう。そういうことで非常に今困っていますね。やはりこれからマンションには管理人が常駐するということを区の方として義務づけてもらいたいと思っているんですけれども、よろしくお願いします。

卯月会長 はい。

野尻委員。

野尻委員 野尻です。

安全・安心なまちをつくるという基本は、社会的弱者をいかに守るかということが基本だと思うのですね。やはりワンルームマンションに住んでいる方の中にも、社会的弱者とは言えませんが、まちの人たちと一緒にコミュニティに入っていきたいという方もいらっしゃいますし、実際に入ってる方もいらっしゃいます。そういう方々にも防災・防犯の情報が届かないということになりますと、これはまた非常に公平性を欠きますので、地域のコミュニティがきちんと醸成されないという形になりますので、その辺はやはり全員で、先ほど高野さんからお話にもございましたように、こちらの方の意識を変えていく必要があると思います。

また、行政との協働ですね。協働ということだと安全・安心のまちづくりの中には、やはり伝染病の予防ということも入ってこようかと思うのですけれども、伝染病の予防と

申しますと、やはり隔離の問題とかになりますと、これはどうしても行政がかかわる部分だと思うのです。ですから、防災とか防犯だけではなくて、いろいろな面でお互いの立場、役割をきちんとしていくべきであろうかと思えます。予算措置の面においても、やはりそれなりの役割がございますので、そういうことできちんとしていった方がよろしいのではないかと思います。

卯月会長 鎌田委員。

鎌田委員 管理人を置きゃなきゃだめですよ。先ほど来出ておりましたようにワンルームマンションについて、これは私も同様の意見です。ワンルームマンションというのは買って持ってる人と住む人と違うわけですから、これは先ほど来出ているように、住み続けられる云々とはちょっとニュアンスが違ってくるのではないかと思います。

それで、近年、区の方でワンルームマンション条例というようなものもできたらしいんですけども、やはり私もさらっとしか見てませんけれども、ちょっと不十分なのでね。もう一遍よくその辺、今出たような意見もひっくるめて見直しをしてもらいたいと思うのです。ワンルームマンション、あるとき行きましたら、管理人さんとは言ったら、いや3時ごろ、きょうはごみ出しに行っていますよと。それだけなのです。だから、これね、管理人ではないのですよ。ごみ出し人なのですよ。「何が管理人なのですか」と私言ったんです。だから、管理人というのはね、しかもファミリータイプもそうですよ。ワンルームマンションもそうですよ。管理人がいるところいます。これは、どちらかといいますと、現状は建物その他を管理するのが管理人さんの要素が強いのです。だから、私も大事だけれども、住んでいる人たちを上手にコントロール、管理をするような管理人さんを置きなさいよと。そういうシステムを構築してくださいよと。ワンルームマンションだって、60戸、70戸あったってね、どんな人間がどういうふうに住んでいるか、わけわからないのですよ。

あるときに何年か前に、夜の夜中に引越しをしてきて大騒ぎになって私のところへ電話して調べろなんて言ってやったんですけどね。あんなだったらどうもオウムが来たらしいから、これは大変だと、そういうようなこともあったんですよ。だから、やっぱり入ってる人たちを、人間を管理するというようなものもものすごく大事なので、その辺は、そのワンルームマンション条例のみならず、そういう一つのきっちりした条例でもって、これは、ほかであるかどうかは知りませんが、新宿区はその辺のところをもっとがっちり、もっとシビアにやったらいいと私思うのです。

それから、先ほど出ました大災害云々の避難なり云々の話ですけれども、町会に入っている、入っていない、ありますけれども同様の意見で、私どもの方は中野区、豊島区と接しています。他区と。例えば、哲学堂公園という一つの広い避難場所がある。いい場所なのですけど、そこへもし逃げ込んだ場合に、先ほどおっしゃられるように、あんたは新宿区の人間ではないから、これあげませんよ、水もないよと。中野区の方から、あんたら新宿区だから関係ない。そういうようなことは僕は実際、現実的に大災害が起きて混乱したときに、そんなこと言ってもらえないと思うのですよ。皆さんは、みんな一緒になって助け合わなきゃいけないわけですから。だから、そういうような事柄について、やはり隣接する、これは私どもだけの場所ではないと思うのですけれども、他区と隣接するようなところは何らかの協定なり何らかの連絡体制なり、そういうようなものも区として、我々地域住民としてのコンセンサスを持った取り組みの方向性を考えておくべき必要性が僕はあるんじゃないかと思います。

やはり個人的に言えば、あんた、新宿区の人間ではないからというのは、これは一般論とすれば人情かもしれませんが、混乱してきたら、そんなことは僕は言ってもらえないと思うのですよ。同じ人間ですからね。助け合わなければいかんと思うのですよ。新宿区の人であろうが、中野区の人であろうが皆さん水を、大変だからお配りしましょうと平等にやるのが、こういう民主主義の世の中ですから、新宿区の人間だからなんていって入れてあげない、そこら辺のところの整合性というか、その関係をやっぱり考えておく必要性が僕はあると。それが今言った町会に入っている、入っていないというようなことも含めて共通するようなことではないかなあと、ちょっと感じました。

卯月会長　　はい。

それでは、テーマが少し共通しておりますので、 - 15の方へ進めたいと思います。また、若干 - 14についてもご発言があっても結構だと思いますので、「災害から、まちとくらしといのちを守る」というテーマに行きたいと思います。

どうぞ。

かなりテーマがかぶっているのです。

山下さんにちょっと補足してもらいましょうか。

山下委員　　山下です。

第3分科会で議論した部分ですので補足します。

非常に具体的な提案をたくさん入れてありますので、それについては見ていただくしか

ないのですが、基本は119ページの頭に書いてありますね。「災害があっても逃げないで  
すむ」これは、その地区から離れないで、きちんと住んでいけるような体制であり、対策  
を事前にとりたいというのは、ごく当たり前ですけれどもベースだと思います。ですから、  
「住み続けたい、られるまち」というのと、この部分はかぶっていますが、それを防災の  
立場で見たらこうだろうということで、ご理解いただければと思います。

具体的にもう既に耐震の対策とか、それは行政的なバックアップというのも具体的に進  
んでいると思いますが、ただ、現実な目で見たら、まだまだ進んでいないという状態  
ですので、そういったハードの対策も含めて、その辺は、より具体的な対策を強化してい  
くべきであるし、それを推進するべきであるということです。

それから、それに当たっては個々の問題はありますけれども、やはり地域としてきち  
と体制を組まなければいけない、これは、ごく当たり前の話だと思いますけれども、先ほ  
ど三田委員のコミュニティ論と同じような立場で、防災についてもきちっと対応しな  
きゃいけないし、そのときにその協力関係については、隣接した地域との問題もあるとい  
うことで、これも今までの議論と重なると思います。

120ページの5番目の「災害復興計画と都市機能の再生」というところがちょっと今  
までとは違うところかもしれません。これは、そのベースにあるのは、継続した地域を災  
害後も継続していきたいということがありますので、そのときに災害でダメージ受けてし  
まったときに、弱いものを弱いものとして復興してもしょうがないので、もちろんいい形  
で復興したいわけですけれども、そのときにも地域性をやはり継続したいということがあ  
りますので、特に何も無い平常時から将来像を、地区計画なり地域のイメージを描いてお  
いて、それに見合った復興の計画が立つような、そんな流れが必要だろうということが5  
番です。

あと、地震のほかに風水害とかいろいろな問題も、その治水上の問題も抱えているのは  
新宿区の特徴だと思いますので、その辺の情報も各地域で、やっぱりきちんと把握してい  
かないといけないということをうたっています。あとは、7番、8番は、先ほどのテーマ  
の犯罪、あるいは、安全・安心にかかわるところの問題を載せてありますので、それにつ  
いては見ていただければと思います。

以上です。

卯月会長 ありがとうございます。

その他ございますか。

安田委員。

安田委員 安田です。

災害時、特に思い出しますのは、かつて新宿西口のバスの延焼のときに、かなりの重症熱傷が発生して、あのときかなり医療体制が問われたことがあったと思います。ご存じのように熱傷だけではないんでしょうけれども、火災とかそういう部分の中では、熱傷というのが大変な緊急を要する部分で、重症熱傷の場合には、1人の患者さんを回しましたその病院は、全くドクターその他医療体制がかかりきりになるという現実があるわけですね。そういう中で都が熱傷ユニットというのをある程度のセンターの中でつくったと思いますけれども、そういうことが今新宿区でも、そういう医療体制の部分において、どうなっているのかなあというのは思っておるんですが、少なくとも、こういった緊急時に対する医療体制という部分をもう少し一般の人でもわかりやすく認識しておれば、もっと駆け込む病院とか、熱傷なんかは本当に限られた部分ではなくちゃ受け入れられない部分が多いわけですから、そういう部分も含めて特殊な、いわゆる高度救急救命センターの連携のユニットというのは、どういうふうな形かは一般的に、日ごろから広報されているとありがたいなあという気がするわけです。

卯月会長 ほかにございましょうか。

はい、沢田委員。

沢田委員 この中には何か災害の問題と、あと犯罪の防止の問題と、ちょっとまざっているような感じなので、さっきの項とこっちの項とのちょっと整理が必要なのかなと思いますけれども、災害の問題は前の基本構想・基本計画のときにも、阪神・淡路の大震災ということを経験した後だったので、ある程度あったんですけども、今回さらに、その後いろんな震災もあって、かなりこの間充実されてきているとは思うのです。ただ、新宿の特徴としては、住んでいる人ももちろんなんですけれども、通過をしていく人とか、あと、学校とか企業とかに勤めている、いわゆる帰宅困難者になるだろう人たちの対策というのが、まだまだおくられているというふうに思っているんです。

私も新潟の中越地震のときに、ボランティアでちょっとお手伝いに行ったことがあるんですけども、やはり住んでる人たちも余震がたびたび来るので、怖くて家の中に入れないうことで避難所に行くんですけど、避難所もいっぱい入れないので自宅の庭にテントを立てて、テントの中で生活していたという状態なのですが、新宿区にはお庭のついたようなお宅、あまりないので、これが新宿で起こったらどうなるのかなというふうに思

ったときに、避難所の充実の問題も、それから帰宅困難者になった人たちが一時的にいる場所というのも必要だなあと思っております。

それで、区の方でもいろんな例えば劇場だとか、そういうところを休憩所にするとか、あと、地元にある都立高校とか大学とか、そういうところとも徐々に協定などを結んでいてはいるんですけども、まだまだそういう民間のところでの使える、既存のもので使えるものというのがまだまだあるだろうと思うのですが、そういうものがきちんと組織的にされていないような気がするのですね。

それと、企業自身も自分のところの会社に来ている人の部分については、やっぱり備蓄だとか、いろんな責任を持って準備をしておかなきゃいけないと思うのですが、その準備が非常におくれている。だから、企業も自分のところの企業の部分は自分のところで責任を持ってもらいつつ、場合によっては地域住民のためにも、そういったときにはお互いに助け合うということをしていかなければいけないというふうに思うので、そのところをもっと今後は強化していく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、犯罪のことでは先ほど大友さんがおっしゃったみたいに、何かの新聞でもやっぱり新宿区は危険なまちというイメージが一番強いという、そういう不名誉な評価をいただいているような部分もあるんですけど、それはやっぱり歌舞伎町があるということが一つの大きな問題になっていると思うのです。歌舞伎町については今対策をとっているところだとは思うのですが、ただ、今、歌舞伎町のまちづくり誘導方針というのを区がつくっているんですけど、それがどうなるかによって、例えばラブホテルを規制する条例とか、そういうのが渋谷区であって、それを新宿区でも研究はしているというんですけども、今度はそうではなくて、ビジネスホテルを誘導していくというんですが、この辺のビジネスホテルが果たしている役割というのがどうかというのを考えたときに、やっぱりそれも犯罪の温床になってしまっているのではないかな。そういう現状を見ながら、やっぱりまちづくりを誘導していかないと、ますます犯罪がふえるまちになってしまうのではないかなというところでは、歌舞伎町の問題も一つ考えていく必要があると思いました。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

はい、上原委員。

上原委員　新宿区で各小学校、それから中学校を基地にして、いわゆる避難所運営委員会とか協議会ですか、そういうものをつくっているわけですが、阪神・淡路のあの地震

災と同じように、その処理においては警察も消防も、それから、この役所も全然関与できないわけです。その間に、その避難所において一応処理しなきゃいけないものが幾つも負荷されております。もちろんその中にはいろいろあるんですが、一番私が世話人でやっていて、いつも心配することなのですが命の問題があるんです。もしこういうわけで例えば木に挟まれて、あれに挟まれて死にそうだから早く来て助けてくれ。しかし、そのときには限られた人員と限られた方法しかないわけです。そういうときに、では、もしそれが死んでしまった場合に、その私の責任とかそういうものはどうなるんだろうか、そんなことを私は常に、避難所の運営において危惧しております。これについて区なり、どちらかはっきりした対応というようなものをお願いしたいと思います。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

山下委員。

山下委員　これはちょっと分科会とは違う意見ですけども、要は地域防災計画というのは立てているはずですね、新宿区の中で。私もその地域防災計画書をつくる立場で動いていることもありますので、いつも疑問に思うのですけれども、報告計画書ができて、ある部数刷られると。それを地域の人が見たいといっても、行ったときは、もうないとかですね。あっても、それをコピーしてくださいだとか、そんなような地域防災計画書ですね。地域防災計画のある意味の担い手的な、現実的に動かすのは初期的に言うと、確かに行政でしょうから、この辺がある程度動いていてくれているというのがあるかもしれませんが、地域防災計画書の中に書かれていることは、やっぱり地域の役割とか、かなりもう地域と一体になって動かざるを得ないことをいろんな項目に書いてあるわけですね。それについて地域が知らないとか、我々区民が知らないというのが実際だと思います。ですから、まず、区の防災に対する考え方というのを本当に詳細な部分まで含めて、地域に一回おろすという努力をされる必要があるのだろうと思っております。

そうすると先ほどの医療の問題とか、どういうふうに扱うのかというのは、そこにある方法が書いてありますし、最近是要援護者の、要は災害弱者に対するものについても、新宿区さんもホームページにも出ていましたけれども、かなり詳細に検討されているんですね。ですけど、あることを知らないといいますが、考えていることを知らないというのが現状だと思いますので、その辺の情報についてのきちとした一応普及といいますが、それについてまずは、これはすぐでもできるはずですので、やっていただく必要があるのだろうと思っています。



卯月会長　ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

はい、どうぞ。

藤乗委員　先ほどの上原さんのご意見なのですけれども、山下さんが言われた中に入っているかどうかわかりませんが、例えば、けが人が出たとか、そういうときに医療側というか、そういう既成のものに期待するのは、そのすぐ起きた場合にちょっと難しいですね。それなので、やはり住民の人たちがそこでやらなければならないということが多いと思うのですが、例えば私個人の場合は、もう20年も看護師はしておりませんが、一応看護師の資格を持っております。区の中には、こういう人たちが結構いると思うのです。ですけれども、何しろ20年もしていないので、すぐに救護しろと言われてもちょっと、もう鈍ってしまっているのです、そういう人たちをある程度把握して、それで、ある程度の訓練を受けさせる機会みたいなものを持っていただければ、いつでも協力はできると思うのです。そういう体制も考えていただければなあと思います。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

鎌田委員。

鎌田委員　安全・安心ということですが、一つは小・中学校、これ今、子どもの安全という意味でオートロックとか、やたら人間が学校へ入ってこれないように、いろんな施策がとられていると思うのですけれども、それは僕はある程度必要だろうと思うのですけれども、今度は逆に、今言ったように災害があった場合に、学校にそれじゃだれがかぎあけて、どうやって入るんだという、その矛盾した問題が出てきているんですよ。私どもの方でも何年前に避難物資を学校の3階にある今のところにあったのでは困るから、窓から下へ下げてくれ。下の方に大きなコンテナみたいな倉庫をつくってもらって、そこに物資をストックしてあるんですけど、一応ふだんはあけられませんから、かぎをかけてある。では、そのかぎをだれが持っているですかと。いや、教頭先生が持っているんだと。教頭先生どこにいるんだといったら、埼玉県のうちたらこうたら。いざというときに、そんなものを頼りにしていたらね。だから、かぎを幾つか、合いかぎつくって近隣のそれなりの人に預けるといようなことで、そういうふうになりつつあるのですけれども、やはり実態に合ったようなものをもっと少し突っ込んで考えていかないとね。

ただ、今言うように学校側の方が災害があった場合には、やっぱり第一次避難所にどうしてもなってくると思うのですよ。地域によっては、ああいった先ほど出た公園もそうで

すけれども、公園はそれなりにいろいろなところから入れますから。学校はね。1カ所、2カ所のきっちりした門で、ふだんはやっぱり子どもの教育の場で、変な人間が入ってきちゃ困るので、がっちり見守って施錠してありますけれども、いざとなったときに、どうやって学校へ一般の人たちが災害時に入っていったらいいのかなあと。どうもこの辺が矛盾して、ふだんどんなふうに考えたらいいのかなあという疑問を持っておるようなことなのですけれども。

卯月会長　ほかにございましょうか。

はい、高野委員。

高野委員　今のお話で、自分のおらがまちのすごいぞという意味で言うのではなくて、一応学校の出入り口のかぎ、それから備蓄倉庫のかぎは、おも立った人間がもう既に保管しています。ですから、教頭先生と地域の方は、だれが持っているというのを知っています。だから、そういう状況もあるということ。

卯月会長　ありがとうございます。

このテーマについてよろしいでしょうか。

はい、安田委員。

安田委員　新宿区には安心・安全条例に基づいた条例があると思うのですけれども、あの条例なんかを見ますと、確かに、いいことがたくさん書いてあるんです。ただし、具体的に一般的な人たちがどのくらい認識があるかということと意外に、私もそういうものに携わって初めて安心・安全条例を読み直してみましたときに、例えば新宿区で人材育成をいたしますよということが書いてあるわけですね。ところが、どのように人材育成をしていくのか。また、その手続なり、そういうものがよくわからない。要は、新規でそういった防犯・防災、いろいろな部分においての人材育成というのは非常に大事だと思うのですよ。先ほど来、急なときには医療体制の中で活用することは難しいだろうから当然だと思うのです。そうしたときに近隣のコミュニティの中の人たち、また町内の中の人たちが、どういう人材育成を受けた中で、どういうもので人がいるのかということすらわからないし、そういう中で少なくとも安心・安全条例の何条だったかにも人材育成というものを明確にうたっている割には、果たしてそれをどう活用できるかという具体的なものというのは、あれは重点地区に指定されないと云々と、こういうこと的前提があるわけですが、そういった部分を含めまして、もう少し積極的に人材育成に対してあらゆる、何も防犯だけではなくて防災、いろんな切り口の中の人材育成に対して、もう少し行政の方も人材発

掘といいましょうか、そういう育成の機会をできるだけ多く広報し、努力していただく。そうすれば地域の方も結構意識を持っている方が多いと思いますので、そこに参画していくのではないかなあという気はしておりますので、ぜひお願いしたいなあと思います。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

章 12、13、14、15、もしよろしければ、この審議は一応終了したいと思えます。

あと10分弱というちょっと中途半端な時間が残っておりますが、貴重な時間ですので、きちっと議論をするのは次回だと思えますが、章の「区民主体の自治をつくる」ことに関しまして、資料の説明だけ、きょう終えておこうかと思えますが、いかがでしょうか。何かご意見ありますか。

高野委員 第6分科会の中の資料をご提示申し上げたいんですけど、配付してよろしいでしょうか。

卯月会長 あれは、まだ配付していないですね。

では、これは説明があるんでしょうか。

高野委員 はい。お手元に、前回の「譲れない部分」だとかああいうふうなね。ちょっと文言がご理解しにくい部分があった部分をとりあえず。

卯月会長 では、こうしましょうか。

事務局の資料の説明も10分ほどで終わりますよね。その説明と第6分科会からのご提案の説明をきょう済ませてと、そう思いますが、よろしいですか。

では、まず事務局の方からお願いいたします。

事務局 はい。それでは、資料の説明をさせていただきます。

これまでと同様で、資料1がご説明の対象の資料でございますして、資料2の方が今回のテーマに対応した区民提言の体系を説明している資料になります。

資料1の方でご説明をさせていただきますが、ここは、「区民主体の自治をつくる」という章の内容でございますして、一般で言う協働ですとか参画ですとか、そういった部分にかかわる分野ということになります。

3ページ以降に、ここは統計データがあまりない分野ではあるんですが、調べられる範囲で関連事項に関してデータをつくってございます。

その概要、ポイントを整理しているのが資料1の1ページ目の左側、現況と課題の部分

でございます。

まず、一つ目として自治の問題について、自治基本条例の制定の状況というのを特別区の中で調べてみてございます。結果として、23区の中で自治基本条例を制定しているのは5つの区でございます。新宿区では、ご案内のとおり制定してございませんが、3ページ目の方に一覧を掲載してございますが、5つの区で制定しています。

それから、参画・協働の中で一つの事実として、行政の活動を評価するというところへの参画。これは行政評価の際に、外部評価機関として設置している組織に公募の区民が参画しているかどうか。それを23区で見ますと、8つの区で既に取り組まれています。ご案内のとおり新宿ではまだ、そういった形では取り組んでいないと。

それからもう一つ、活動の側面でNPOを一つ象徴的なデータということで整理してございます。こちらの方は、区内のNPOの数と分野なのですが、444団体ということで、これは区部の平均からすると相当程度高いという水準、2.5倍ぐらいとなっています。分野としては社会教育、保健・医療・福祉、国際協力、学術・文化・芸術・スポーツ振興、子どもの健全育成、そういった分野が厚みのある分野ということになっております。

それから、区で行っている事業の協働事業なのですが、こちらに関しましては徐々にふえているという状況で、17年度で121の事業ということ。ちなみに、ここで申し上げているその協働事業というのは、営利を目的としない地域団体であるとかボランティア、NPOなどと区がそれぞれ役割分担をして行っている社会貢献事業という定義に当てはまるものということでございます。

それから、具体的な協働の内容としては「事業の実施」の段階と「事業の計画策定」の段階、ここでの参画というのが多くなっている。特に、その実施の段階ということでございます。

それから、この分野の関連で、もう一つの側面に自治というテーマである関係上、区そのものの行財政運営の基盤の面、具体的に言うと行財政の状況、これを取り上げておりまして、財政状況について少し整理をしています。こちらに関しましては、まず歳入における特別区税の割合を3割強ということ。それから単年度収支が6年連続で黒字であるということ。それから、義務的経費と投資的経費それぞれ見ますと、580億とそれぞれ200億というような数字になるということ。それから、基金の残高に関しましては、昨今は増加傾向にあるという状況がでございます。

それから、代表的な財政指標として経常収支比率です。これが一時期非常に悪かったん

ですが、79.4%ぐらいまで改善をしているということです。専門的な指標が多いので個々にはちょっとわかりにくいかもしれませんが、概括的に申し上げますと、中長期的には当然予断を許さない状況なのですが、特別区全体の中で見ると、新宿区の現状の財政というのは特にひどく悪いというような状況ではないということかと思えます。

それから、地域コミュニティの問題について触れていまして、まず定住意向、再々議論になっていますが、区全体で7割増というような水準になっています。

それから、近所づきあいの意識ということですが、これも7割ぐらいの区民の方が近所づきあいは重要であるというふうに感じていると。ただ、中身を見てみますと、長く住んでいる方ほどそう感じていらっしゃる。裏を返せば、逆は、その逆ということがございます。

それから、町会・自治会の状況ですが、加入率が近年低下傾向にややあるというところがございます。別のアンケートで、その地域活動に参加している人がどういうケースで参加しているかということに対して、「自治会活動を通じて」という回答が非常に多いということとあわせて考えると、ここは少し課題かなあということがございます。

それから、やや関連する施設の状況ということで、その地域センター・区民ホールの利用状況を見てございますが、これは微増傾向にあるということがございます。

それから、関連する区民意識についての整理ですが、その参画・協働に関する効果として区民の方々が考えていらっしゃるということとして、1ページ目の右上のブロックですが、区政が身近に感じられるようになるということ、透明性が高まるというようなこと、そういったことが効果だろうというふうに、区民自身の皆さんは認識をしていると。

それから、地区協議会への参加意向ということなのですが、これを過半数の人が参加意向を持っているということがございます。積極的に参加したいというカテゴリーは少数なのですが、全体としては、意向のある方は過半数。

では、そこで取り組んでほしい課題としては、協議議論になっていましたけれども、「防犯・安全対策」というのが非常に多く上がっている。次いで「災害・水害」ということですから、要は、安全・安心ということがやはり大きなポイントということになります。

こういった背景の中で区民会議でも提言として上げられている項目、ご案内のとおり中項目で四つございます。一応申し上げますと、まず1点目として「区民による区民のための区政に向けて」ということで、これは参画・協働のための仕組みづくりについてご提案をいただいている部分。それから2点目、「都市型コミュニティの創造に向けて」というこ

とで、こちらは、そのコミュニティ活動の活性化に向けて考えていかなければならないこと、人材の育成とか体制づくりとか、そういったこと、あるいは、情報の共有といったようなことが提案されています。

それから、「自分たちのまちは自分たちでつくる～自治権の拡充～」ということで、こちらに関しましても地域の中での住民による自治の制度の確立ということで、これはコミュニティサイドの話と行政サイドの方の体制づくりと両方が上げられています。

それから最後に、「わたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくり」ということで、こちらに関しては地域のまちづくりをみずから進めていくための体制づくりとか、いろいろな側面での参加の形のあり方、そういったことが幅広く触れられている。地区協議会の問題ですとか、新しい取り組みの考え方としてのエリアマネジメントであるとか、地域でのまちづくりに対する参画の仕組みとか、それを支える予算のあり方とか、そんなことでございます。

以上なのですが2ページに参りまして、以上、概括的に触れてきたその現状であるとか区民の意識であるとか、あるいは、その提言の内容であるとかを踏まえまして、区民提言書を踏まえた、この分野でのポイントというのを事務局なりに整理させていただいています。

まず1点目の「区民による区民のための区政に向けて」という部分に関しましては、自治基本条例の制定あるいは区民参加型の事業評価組織の設置といったあたり、このあたりを提案としていただいているあたりがポイントであろうということだと思います。もう一つは、多様な主体によってまちづくりを進めていくという体制といったところが、やはりポイントかと思えます。

それから2点目としてコミュニティの問題、こちらに関しましては、コミュニティを構築する、再構築かもしれませんが、その新しいしくみづくりの重要性、あるいは、人材づくりの重要性、拠点づくりの重要性ということで、具体的にそのコミュニティの活性化を図っていくための手だてということが提案されているということがポイントだと思います。

それから3点目として、「自分たちのまちは自分たちでつくる」、これは住民主導の自治のしくみというものを理念から制度に至るまで、体系的に提案していただいているというあたりがポイントだと思います。

それから4点目として「わたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくり」というこ

とで、地区単位でのまちづくりへの住民主導の体制づくりというあたり、具体的な施策が、これも多角的に網羅的に提案されているというところがポイントです。

ご説明、以上でございます。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ちょっと残りの時間が少なくて申しわけありませんが、ポイントだけやっていただいて、次回までに、これ読んでいただくことも逆にできるかと思います。

成富会長代理 提言書で特に変わった部分とか、もしございましたら。

高野委員 前回ちょっと提出資料という形で出させていただいたんですけど、余り説明がちゃんときちんとしていなかったものですから、「将来あるべき姿」という欄が基本構想の中に盛り込まれ、それについての導入について、どうやって取り組んでいくのかというのが当資料では、その取り組みの方向性の内容を端的に理解していただけるように、私どもで文言を補足するとともに、「譲れない項目」という形で、具体的な項目として提示して、その「譲れない項目」というのは、次ページの方に理由と審議会での広範囲な課題検討の中で提言すべき審議、あるいは、事務局から膨大な資料が出てきているので、なかなかそのポイントを見きわめていただけないという部分があるということがあったので、その辺も含めて今回こういう形で出させていただいています。

それで、これからの区民会議の役割は、新基本構想と基本計画と都市マスタープランについて提言することであり、「譲れない項目」は、その前提の実施事業として提案したのではないということだけをご理解していただいて、それ以外のものに関しては審議しなくても構わないという問題でもありません。それで、自分たちがいろんな形でその基本構想や基本計画を、いろんな現行の施策体系ということで、「章」「大項目」「中項目」といった、そういうものを区民の視点から計画をこちらで位置づけてあります。新たな施策体系を導き出すために作成した資料という形で見ていただきたいと思います。

それから補足として、「実施していることがわからない」「実施しているとは言えない現状であったり、実績である」と区民視点でとらえた事業等については、重ねて意見や再指摘する必要があるというふうな当分科会の、その議論を踏まえているという説明がちょっと足りなかったことを申し添えたいと思います。

一応その辺だけ、よろしく願います。

成富会長代理 すいません。資料を読んでいく場合の注意点なんですけど、提言書の内容が変わって新しい版がこっちきているというようなことなのか。あるいは、足りない

分とか補足とかされた分とかがあって資料が出てきているのか。つまり、両方をどういう関係で見えていったらいいのか。

高野委員 見方は、全くここに出てくる文言が新しくなっていることではなくて、それに対しての例えば、今、取り組みの方向性に対して、その項目がいっぱいある中のものを、では、この部分はこういう項目を重視して見ていく、それから、この2番目の取り組みの中から、こういうものは抽出していくということの項目を取り上げて。

成富会長代理 単純に言うと、提言書よりもまずこっちを読んでくださいということですか。

高野委員 ということによろしくをお願いします。

成富会長代理 提言書は読まなくていいということ。

高野委員 いいえ、そんなことはありません。

卯月会長 補足資料ではないのですか。

高野委員 はい。一応補足という形で見ていただければと思います。そうすると何でそこに至ったかというところをご説明申し上げなくても、こういう趣旨の中でこういう提言をしたということが理解していただけるのではないかというふうに思います。

成富会長代理 理解用資料ということですか。

高野委員 はい、そうです。

卯月会長 ありがとうございます。

では、それでは、そろそろ時間になりました。

先ほどご案内のように次回につきましては、第 章を中心にご議論したいと思います。

なお、今回の区民提言の趣旨と現状の計画を比較したときに、まだ不足している分野があるのではないかというご意見も実はいただいております。そういったところも含めて次回の審議会で、この点について議論をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、本日、時間の関係で発言できなかった点とかがございましたら、いつものことではございますが、意見提出カード等をファクス、メール等で事務局にご提出いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

はい、沢田委員。

沢田委員 次回、不足している部分の資料ということは、一応 章やった後で、全般にわたって、やるということですか。

卯月会長 はい、もちろん時間の関係もあるんですけども、一応区民提言、区民か



らいただいた提言の審議は次回をもって、一段落。終了して、その後、また別な審議に入るので、もしそれまでの議論に出なかった点があるということがあれば、議論する時間を若干とりたいと思います。

沢田委員　それともう一つお願いがあるんですけども、運営のことで一番最初のお話で、こないだの三田委員からご意見があって、それを起草部会でお話をされた内容を報告していただいているんですけども、その起草部会にももちろん三田委員もお入りになっていると思うので、黙って聞いていたわけなのですけども、ただ、何か、すっと落ちないというか、わかっているのか、いないのか、そんな感じもするんですけど、ちょっと私自身が。なので、その起草部会でこういうふうに整理しましたということを何か、メモか何かにしていただけると、ちょっと復習をしながら自分でも理解ができるのかなと思うんですけども、何だかちょっと腑に落ちなかったもんですから、そこをお願いしたいなと思います。

成富会長代理　僕らもわかっているというか、ご意見も多岐にわたるといふか、なかなかお答え、自分なりに考えて答えにくいこともあったので、実際に今進める、そういう意見も踏まえて、今後の進め方についての何かメモといふか、資料をつくるということによろしいでしょうか。その意見についての答弁をどうのこうのとかではなくて、それを踏まえてどうするかということを示す、今後の。

三田委員　今、重要なね。要するに、ご意見申し上げたことに対して具体的などういふ対応がなされるかということに、具体的な説明がないということです。まだ行政の側でも具体的なご説明ができる段階ではないのですが、間接的に起草部会長を中心に区民提言をより具体化して方策について、単に起草部会だけではなくて、さまざまな形でいろんな今までの提言を踏まえた前向きな対応をすることを考えたいというご提示をいただいているので、その対応を待ちたいということですね。今、いたずらに批判したり評価する段階じゃございませんのでね。ただ、行政はじめ部会長さんが非常に前向きに私の意見を踏まえて、具体的な対応をなされるということですので、明日早速、起草部会が予定されておりますので、その辺のところ具体的な体制の整理について注目をしていきたいというのが私の立場でございます。

以上です。

成富会長代理　ちょっとしつこいようですけど、起草部会やっていくので、そこを基本にするということに一応なりますので、どの点が、三田委員のご意見ありました、その

点のどの点が一番気になるのかということと、そこがなかなかつかみにくいところもあると思いますが、その点ももしあれば具体的な、この点が特に重要だとあればメモで提案を、ご質問をいただければわかりやすいと思います。その資料がないということが問題なのか、あるいは何を求めているのかですね。

沢田委員 一番はだから多分、時間がそもそもないところでやっているということが問題なので、そこは、じゃあ過去に戻れないわけですから、今の時点でどれだけ時間的な保障も、それから議論の場の保障もしていくかということだろうと思うのですけれども。

成富会長代理 そうです。

沢田委員 だから、そこは起草部会もそのとおりやっていただけるということで理解してよろしいですか。

成富会長代理 そのとおりで、時間がない中で議論の回数をふやすにはどうするかということなので、一応そこを今考えているということです。

卯月会長 この時間がないということが一番重要だというのは私も認識しております、それにもかかわらず1回延びてしまったということは、きちっと受けとめなければいけないと思っています。骨子案の審議につきましては冒頭きょう申し上げました、ちょっと工夫をしたいと思っています。ただ、まだ事務局ときちっと整理ができていないので、きょう詳細なデータをお話しできませんが、次回については、その骨子案の審議の方法についても改めて、こちらからご提案をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、これにて本日の審議は終了いたします。

どうもありがとうございました。